



東京エレクトロン デバイス株式会社

# 第38期 定時株主総会 招集ご通知

日時 2023年6月21日(水)  
午前10時

場所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトン  
ホテル&タワーズ 5階「日輪」

# 株主の皆様へ



代表取締役社長  
徳重 敦之

第38期定時株主総会招集ご通知をお送りいたします。  
株主総会の議案及び当社第38期（2022年4月1日から  
2023年3月31日まで）における事業の概況等について  
ご説明申し上げます。

今後も企業価値の向上を推進してまいります。  
株主の皆様におかれましては、一層のご支援を賜りたく、  
よろしくお願いたします。

2023年5月

## <株主様へのご案内>

- ① 「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。
  - ② 株主控室は取り止めとさせていただきます。
  - ③ 株主総会へのご出席をお考えの株主様は、咳エチケットへのご配慮をお願い申し上げます。
  - ④ 会場の座席は間隔を広げた配置とさせていただきます。
  - ⑤ そのため、ご準備できる座席数には限りがございますので、あらかじめご了承ください。
  - ⑥ 株主総会へご出席される株主様へのお土産のご用意はございません。
  - ⑦ ライブ配信時には、会場でご出席される株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみの撮影とさせていただきますが、やむを得ず株主様が映り込んでしまう場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 株主様にはご不便・ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

証券コード：2760  
2023年5月30日  
(電子提供措置の開始日 2023年5月24日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地4  
**東京エレクトロン デバイス株式会社**  
代表取締役社長 徳 重 敦 之

## 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて「第38期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト [https://www.teldevice.co.jp/ir/kabunushi\\_soukai.html](https://www.teldevice.co.jp/ir/kabunushi_soukai.html)

また、上記のほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、証券コード（2760）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類報/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）によって議決権を行使することができますので、後記株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご参照の上、2023年6月20日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月21日（水曜日）午前10時（受付開始予定午前9時）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号 横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階「日輪」（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

### 3. 株主総会の目的事項

#### 報告事項

1. 第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）計算書類報告の件

#### 決議事項

- |       |           |
|-------|-----------|
| 第1号議案 | 取締役8名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役賞与支給の件 |

以 上

# 招集ご通知の書面をご希望する場合のお申込みについて

本総会の招集ご通知の印刷書面\*をご希望の場合、招集通知送付受付ウェブサイトより以下のログインID、パスワードをご入力の上、お申込みください。

\*書面交付請求をされた株主様にお送りしている内容と同様になります。



招集通知送付受付ウェブサイト <https://d.srdb.jp/2760/2306/>

受付期間 2023年5月31日(水)午前9時～6月15日(木)午後11時59分まで

## お申込み方法

- ① 議決権行使書用紙に記載のID(株主番号9桁)及びパスワード(郵便番号7桁 ハイフンなし)※を用いて、上記ウェブサイトへアクセス。  
※3月末以降に住所変更のお届けをされている場合は、3月末時点の登録ご住所の郵便番号をご入力ください。
- ② ログイン後、ご希望の送付先住所、氏名、メールアドレスを入力し、確認ボタンをクリック。
- ③ ②で登録した内容をご入力いただいたメールアドレスに届きますので、確定用のURLをクリック。  
※メールで届く確定用のURLをクリックしないと登録完了になりませんので、必ずメールをご確認ください。  
※登録内容に誤りがある場合には①からやり直してください。
- ④ 受付完了画面に書面の到着予定日の目安が表示され、受付完了メールが届きます。  
その後ご入力いただいた住所宛に書面が送付されます。  
※一度お申込みいただいた場合、二回目以降の登録はできません。  
※メールアドレスに誤りがあると登録確認のメールをお届けすることができません。  
ご登録の際は必ずメールが受信できる正しいメールアドレスをご入力ください。  
※迷惑メールフィルターなどで受信を制限されていると、登録内容確認用のメールを受信することができない場合があります。  
[@srdb.jp]のドメインを受信可能な状態にしてください。  
※ご提供いただきました情報は本件以外に使用することはありません。

次回の株主総会以降も書面のご送付を希望される場合は、別途、証券会社又は株主名簿管理人に「書面交付請求」のお手続きをお申し出ください。

1. 本総会会場において、感染症予防のための措置を講じる場合もございますので、何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。
2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
3. 本総会におきましては、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」を導入しており、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いて、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。具体的な内容については、「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会（ライブ配信）についてのご案内」にてご案内しておりますので、ご確認いただけますようお願い申し上げます。
4. 書面交付請求をされた株主様へご送付している書類には、法令及び当社定款第14条第2項の規定に基づき、下記の事項を記載していません。
  - ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
  - ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書、連結注記表」
  - ・計算書類の「株主資本等変動計算書、個別注記表」なお、ご送付している書面の項番の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。
5. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトに修正後の事項を掲載させていただきます。
6. 本総会の決議結果につきましては、前ページに記載のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただき、書面による決議通知はお送りいたしませんので、ご了承ください。



# 議決権行使 についてのご案内

後記株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要で議決権行使ウェブサイトへアクセスできます。

※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

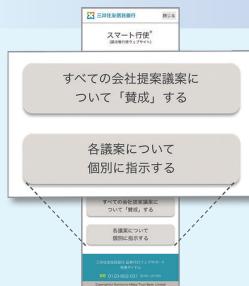
### 1 QRコード®を読み取る

スマートフォンのカメラを起動して、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る



### 2 議決権行使方法を選ぶ

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ



### 3 各議案の賛否を選択

画面の案内に従って各議案の賛否を選択



以降は画面の案内に従って行使完了です。

※ 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコード®を読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

## 電磁的方法(インターネット)による議決権行使

パソコン又はスマートフォン等から、議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。



行使期限

2023年6月20日(火)  
午後5時30分行使分まで



バーコード読取機能付のスマートフォン等を利用して左の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

## 書面による議決権行使



## 行使期限

**2023年6月20日(火)午後5時30分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

## 株主総会へ出席



## 株主総会開催日時

**2023年6月21日(水)午前10時**〔受付開始予定 午前9時〕

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

## 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

## 議決権行使のお取り扱いについて

- (1) 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。
- (4) インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## パソコン等の操作方法に関する お問い合わせ先について

- (1) 議決権行使に関するパソコン等の操作方法が不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**☎0120(652)031**

(受付時間9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願い申し上げます。

- ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。
- イ. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)

三井住友信託銀行 証券代行部

**☎0120(782)031**

(受付時間9:00~17:00 土日休日を除く)

# ハイブリッド参加型バーチャル株主総会(ライブ配信)についてのご案内

## ■「ハイブリッド参加型バーチャル株主総会」の概要

本総会におきましては、当日会場にご来場いただけない株主様も、インターネットの手段を用いた「バーチャル参加」の方法により、株主総会当日の議事進行の様子をライブ配信でご確認いただくことができます。

ただし、バーチャル参加いただく株主様は、会社法上、本総会に「出席」したものとは取り扱われません。そのため、ご質問や動議の提出、当日の議決権行使ができないなど、当日会場にご来場いただき、本総会に出席いただいた場合とは異なる取り扱いが生じますので、あらかじめご了承ください。

また、通信環境の影響により、ライブ配信の画像や音声の乱れ、あるいは一時断絶されるなどの通信障害が発生する可能性があります。このような通信障害の影響を懸念される株主様は、会場にて出席されることをご検討いただけますようお願い申し上げます。

なお、システム障害等の緊急の事態への対応等、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の運営に変更が生じる場合には、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.teldevice.co.jp>)においてお知らせいたしますので、適宜ご確認くださいませようお願い申し上げます。

## ■バーチャル参加に必要な環境

株主総会当日の議事進行の様子は、パソコン・スマートフォン等によりライブ配信でご確認いただくことができます。当社推奨の通信環境は次のとおりです。

【OS】 Windows 8.1/10/11、Mac OS 最新版

【ブラウザ】

<Windows> Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Google Chrome

<Mac OS> Safari

【モバイル端末】 iPhone : iOS12 以上、iPad : iOS13 以上(Safari)、Android 8以上(Chrome)

【通信速度】5Mbps(推奨)

【動作環境】

<PC> <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01>

<モバイル端末> <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02>

バーチャル参加いただくにあたり、参加場所及び通信環境につきましては、株主様ご自身でご用意いただく必要がございます。バーチャル参加にあたっての通信料等は株主様のご負担となります。株主様ご利用のパソコン・タブレット・スマートフォン、インターネット環境の不具合や株主様の通信環境等を原因として、株主様がバーチャル参加できない場合もございますので、あらかじめご了承ください。

## ■バーチャル参加の方法

バーチャル参加を希望される株主様は、議決権行使書用紙に記載のID(株主番号9桁)及びパスワード(郵便番号7桁)を用いて、以下のURLにより、バーチャル参加用の特設ページにアクセスいただき、当社所定のバーチャル参加システムにログインいただけますようお願い申し上げます。

<バーチャル参加用の特設ページ>

<https://2760.ksoukai.jp>

※バーチャル参加される株主様は、事前に特設ページにアクセスいただき、ページ下部の「視聴確認用動画を再生する」より、視聴確認用のテストページが問題なく表示されるか、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



## ■事前質問の受付についてのご案内

受付期間：2023年5月31日(水)午前9時～6月14日(水)午後5時30分

ご質問は本総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。株主様のご関心が特に高い事項については、株主総会当日に回答をさせていただきます予定ですが、個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

### 【受付方法】

- ・バーチャル参加用の特設ページより、議決権行使書用紙に記載のID・パスワードをご入力の上、ログインください。
- ・バーチャル参加用の特設ページにて「事前質問を行う」ボタンを押してください。
- ・必要事項をご入力の上、「申し込む」ボタンを押してください。

\*受付期間外になりますと事前質問の投稿はできなくなります。受付期間内でのお早めの送信をお願いいたします。

\*ご質問は1回の受付で1問のみとさせていただきます。

## ■その他の注意事項

- ① バーチャル参加いただく株主様は、当日議決権行使を行うことはできないため、前記でご案内した方法(書面又は電磁的方法(インターネット等))にて、事前に議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。
- ② 当社は、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の開催にあたり、合理的な範囲で通信障害等への対策を行いますが、通信障害等により株主様が被った不利益に関し一切の責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。
- ③ バーチャル参加用のURL、ID及びパスワードを第三者に共有すること、株主総会の模様を録音、録画、公開等することは、禁止させていただきます。
- ④ 当社がやむを得ないと判断した場合、ハイブリッド参加型バーチャル株主総会の内容を一部変更又は中止とさせていただきます場合がございます。

## ■お問い合わせ先

バーチャル参加に関してご不明な点がある場合は、電話によるお問い合わせにも対応しておりますので、議決権行使書用紙をお手元にご準備の上、以下にお問い合わせください。

なお、以下の事項についてはご回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- ① インターネットへの接続方法、ご利用のパソコン・スマートフォン等の機能等に関するお問い合わせ
- ② 株主総会当日において株主様側の通信環境等が問題と思われる原因での接続できない、遅延、音声トラブル等のトラブルに関するお問い合わせ

<バーチャル株主総会一般に関するお問い合わせ>

三井住友信託銀行バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル  
0120-782-041 (受付：午前9時～午後5時。土日休日を除きます。)

<システムに関する技術的なお問い合わせ>

株式会社ブイキューブ  
03-6833-6872 (受付：6月21日(水)当日のみ午前9時～株主総会閉会時)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役8名選任の件

本総会の終結の時をもって取締役全員(9名)が任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	性別	地位	取締役在任年数	取締役会の出席状況
1	徳重 敦之	男性	代表取締役社長	16年	100%(11/11回)
2	長谷川 雅巳	男性	代表取締役	8年	100%(11/11回)
3	佐伯 幸雄	男性	取締役	8年	100%(11/11回)
4	篠田 一樹	男性	取締役	6年	100%(11/11回)
5	常石 哲男	男性	取締役	10年	100%(11/11回)
6	川名 浩一	男性	社外取締役 独立役員	4年	100%(11/11回)
7	鬼塚 ひろみ	女性	社外取締役 独立役員	3年	100%(11/11回)
8	西田 啓	男性	社外取締役 独立役員	2年	100%(11/11回)

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川名浩一氏、鬼塚ひろみ氏及び西田啓氏は社外取締役候補者であります。また、各氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、再任された場合には継続する予定であります。
3. 当社の現行定款では、取締役(業務執行取締役等を除く)との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。  
常石哲男氏、川名浩一氏、鬼塚ひろみ氏及び西田啓氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は各氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。当社における責任限定契約の内容(概要)は、以下のとおりであります。
- ・取締役(業務執行取締役等を除く)が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## 1 とくしげ あつし 徳重 敦之



**男性** 1963年11月7日生（満 59歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1986年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2013年 9月	inrevium AMERICA, INC. (現 TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.) CEO
2005年 4月	当社執行役員		
2007年 6月	当社取締役	2015年 1月	当社代表取締役社長 [現在に至る]
2011年 6月	TOKYO ELECTRON DEVICE HONG KONG LTD. (現 TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.) 董事長		

### ■ 取締役候補者とした理由

2015年1月に当社代表取締役社長へ就任して以降、それまでに培われた経験等を活かし、強いリーダーシップを発揮することで当社グループの経営を牽引しております。今後も取締役会における意思決定機能の強化とともに、経営全般における中心的な役割を担うことで当社グループの企業価値向上への貢献を期待し、取締役候補者いたしました。

所有する当社株式数  
11,000株

当社における地位及び担当  
代表取締役社長

## 2 はせがわ まさみ 長谷川 雅巳



**男性** 1965年9月30日生（満 57歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1986年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2016年 6月	当社執行役員常務
2013年 6月	パネトロン株式会社代表取締役社長	2018年 6月	当社執行役員専務
2014年 6月	当社執行役員	2018年 7月	当社グローバルセールス統括本 部長 [現在に至る]
2015年 4月	当社グローバル営業統括本部長	2018年 7月	当社EC BU/BUGM [現在に至る]
2015年 6月	当社取締役	2021年 6月	当社執行役員副社長 [現在に至る]
2016年 6月	当社代表取締役 [現在に至る]		

### ■ 取締役候補者とした理由

半導体及び電子デバイス事業の責任者として要職を担っているほか、2016年6月から現在に至るまで代表取締役として当社グループの経営を牽引しており、また、営業部門の統括責任者として収益拡大に向けた組織横断的な営業活動の推進等に尽力しております。これまでに培われた知見等を活かすことによって、今後も当社グループにおける企業価値向上への貢献と、取締役会における監督機能の強化を期待し、取締役候補者いたしました。

所有する当社株式数  
9,000株

当社における地位及び担当  
代表取締役 執行役員副社長  
コーポレート営業統括  
グローバルセールス統括本部長  
EC BU/BUGM

### 3 さえき ゆきお 佐伯 幸雄

男性 1958年10月25日生（満 64歳）



所有する当社株式数  
3,000株

当社における地位及び担当  
取締役 執行役員副社長  
コーポレート管理統括本部長  
内部統制担当  
コンプライアンス委員長

#### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1981年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2015年 9月	当社コンプライアンス委員長 [現在に至る]
2012年 2月	東京エレクトロンBP株式会社 代表取締役社長	2016年 6月	当社執行役員常務
2012年 2月	東京エレクトロンエージェンシー 株式会社 (現 東京エレクトロンBP株式会社) 代表取締役社長	2016年 6月	当社管理本部長
2015年 6月	当社取締役 [現在に至る]	2018年 6月	当社執行役員専務
2015年 6月	当社執行役員	2018年 7月	当社コーポレート管理統括 本部長 [現在に至る]
		2021年 6月	当社執行役員副社長 [現在に至る]

#### ■ 取締役候補者とした理由

管理部門の責任者として要職を担っているほか、指名委員会の委員を務めており、また、2015年9月よりコンプライアンス委員長として各種モニタリングや社内ルールの整備・教育等の推進に携わっております。これまでに培われた知見等を活かすことによって、今後も当社グループにおける企業価値向上への貢献と、取締役会における監督機能の強化を期待し、取締役候補者としたしました。

## 4 しのだ かずき 篠田 一樹



男性 1965年10月17日生（満 57歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1988年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2017年 6月	当社インレビウム カンパニー プレジデント
2015年 6月	当社執行役員	2018年 6月	当社執行役員常務 [現在に至る]
2017年 6月	inrevium AMERICA, INC. (現 TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.) CEO	2018年 7月	当社PB BU/BUGM [現在に至る]
2017年 6月	当社取締役 [現在に至る]	2022年 6月	当社サステナビリティ委員長 [現在に至る]
2017年 6月	当社リスク管理委員長 [現在に至る]		

### ■ 取締役候補者とした理由

プライベートブランド事業の責任者として要職を担っているほか、報酬委員会の委員として年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携わっており、また、2017年6月よりリスク管理委員長としてリスクマネジメント体制の整備等に携わっているほか、2022年6月よりサステナビリティ委員長として持続可能な開発目標（SDGs）への取組み等に携わっております。これまでに培われた知見等を活かすことによって、今後も当社グループにおける企業価値向上への貢献と、取締役会における監督機能の強化を期待し、取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式数  
5,000株

当社における地位及び担当  
取締役 執行役員常務  
コーポレート技術統括  
PB BU/BUGM  
リスク管理委員長  
サステナビリティ委員長

## 5 つねいし てつお 常石 哲男



男性 1952年11月24日生（満 70歳）

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1976年 4月	東京エレクトロン株式会社入社	2017年 6月	同社代表取締役会長
1992年 6月	同社取締役	2020年 6月	同社取締役会長
1996年 6月	同社専務取締役	2023年 3月	株式会社レゾナック・ ホールディングス社外取締役 [現在に至る]
2003年 6月	同社取締役副会長		
2013年 6月	当社取締役 [現在に至る]		
2015年 6月	東京エレクトロン株式会社 取締役会長		

### 重要な兼職の状況

株式会社レゾナック・ホールディングス社外取締役

### ■ 取締役候補者とした理由

2023年3月期に開催された取締役会（11回）すべてに出席し、これに加え指名委員会の委員として取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わっております。上場会社における経営者としての経験等を活かし、今後も株主の目線を踏まえた意見や指摘等によって客観的な監督が行われることを期待し、取締役候補者としていたしました。

所有する当社株式数  
一 株

当社における地位及び担当  
取締役

6 かわな こういち  
川名 浩一

**男性** 1958年4月23日生（満 65歳）



所有する当社株式数  
— 株

当社における地位及び担当

**社外取締役** **独立役員**

■ 略歴及び重要な兼職の状況

1982年 4月	日揮株式会社 (現 日揮ホールディングス株式会社) 入社	2019年 6月	コムシスホールディングス 株式会社 社外取締役(監査等委員) [2023年 6月退任予定]
1997年 7月	同社ビジネス開発本部アプダビ 事務所長兼クウェート事務所長	2020年 6月	株式会社レノバ社外取締役 [現在に至る]
2001年 7月	同社第1事業本部営業本部 ロンドン事務所長	2020年12月	株式会社ispace社外取締役 [現在に至る]
2007年 8月	同社執行役員営業統括本部 新事業推進本部長	2021年 4月	ルプリスト株式会社 代表取締役社長 [現在に至る]
2009年 7月	同社常務取締役営業統括本部長	2023年 3月	株式会社クボタ社外取締役 [現在に至る]
2010年 7月	同社代表取締役副社長		
2011年 7月	同社代表取締役社長 Chief Operating Officer		
2017年 6月	同社取締役副会長		
2018年 6月	同社副会長		
2019年 6月	当社取締役 [現在に至る]		
2019年 6月	株式会社バンダイナムコ ホールディングス 社外取締役 [現在に至る]		
			<b>重要な兼職の状況</b>
			株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役
			株式会社レノバ社外取締役
			株式会社ispace社外取締役
			ルプリスト株式会社代表取締役社長
			株式会社クボタ社外取締役

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員（社外取締役）として2023年3月期に開催された取締役会（11回）すべてに出席し、これに加え2021年6月以降は指名委員会の委員長（議長）として取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会の委員として、年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携わっております。上場会社における経営者としての経験とグローバルな視点による様々な知見を活かし、株主の目線を踏まえた意見や指摘等によって今後も客観的な監督が行われることを期待し、社外取締役候補者いたしました。なお、川名浩一氏の在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

## 7 おにつか 鬼塚 ひろみ

女性 1952年4月19日生（満71歳）



所有する当社株式数  
— 株

当社における地位及び担当

社外取締役 独立役員

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1976年4月	東京芝浦電気株式会社 (現 株式会社東芝) 入社	2015年6月	同社社外取締役 (常勤監査等委員)
2005年4月	東芝メディカルシステムズ株式会社 (現 キヤノンメディカルシステムズ株式会社) 検体検査システム事業部長	2018年6月	株式会社イーブックイニシアティブ ジャパン 監査役
2009年6月	同社常務執行役員マーケティング 統括責任者兼検体検査システム 事業部長	2019年10月	Zホールディングス株式会社 社外取締役 (常勤監査等委員)
2010年4月	同社常務執行役員マーケティング 統括責任者兼経営監査室長	2019年10月	ヤフー株式会社 監査役 [現在に至る]
2011年6月	同社非常勤嘱託	2020年6月	当社取締役 [現在に至る]
2012年6月	ヤフー株式会社 (現 Zホールディングス株式会社) 常勤監査役	2021年6月	株式会社JVCケンウッド 社外取締役 [現在に至る]

### 重要な兼職の状況

ヤフー株式会社 監査役  
株式会社JVCケンウッド 社外取締役

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員(社外取締役)として2023年3月期に開催された取締役会(11回)すべてに出席し、これに加え2022年6月以降は報酬委員会の委員長(議長)として年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携わったほか、指名委員会の委員として取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携っております。電機業界及びIT業界における知見と上場会社での監査役・社外取締役(監査等委員)としての経験を活かし、株主の目線を踏まえた意見や指摘等によって今後も客観的な監督が行われることを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、鬼塚ひろみ氏の在任期間は本総会の終結の時をもって3年となります。

## 8 にしだ けい 西田 啓

男性 1954年7月8日生（満68歳）



所有する当社株式数  
— 株

当社における地位及び担当

社外取締役 独立役員

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1977年4月	日本電池株式会社 (現 株式会社GSユアサ) 入社	2012年6月	同社常務取締役
2007年7月	株式会社 ジーエス・ユアサ コーポレーション経営戦略統括部長 兼広報室長	2015年6月	同社代表取締役 専務取締役
2008年6月	同社執行役員	2018年6月	同社代表取締役 取締役副社長
2009年6月	同社取締役	2020年6月	同社顧問
2010年4月	同社コーポレート室長	2021年6月	当社取締役 [現在に至る]

### ■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

独立役員(社外取締役)として2023年3月期に開催された取締役会(11回)すべてに出席し、これに加え指名委員会の委員として取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会の委員として年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携っております。上場会社におけるマネジメント経験やエレクトロニクス業界における知見を活かし、株主の目線を踏まえた意見や指摘等によって今後も客観的な監督が行われることを期待し、社外取締役候補者といたしました。なお、西田啓氏の在任期間は本総会の終結の時をもって2年となります。

## 第2号議案 監査役2名選任の件

監査役のうち、河合信郎氏及び松井勝之氏は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

### 1 かわい のぶお 河合 信郎

**男性** 1963年3月22日生（満60歳）



#### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1985年4月	東京エレクトロン株式会社入社	2012年1月	当社監査室長
2003年7月	当社総務部長	2016年6月	当社常勤監査役 [現在に至る]
2007年7月	当社財務部長		

#### ■ 監査役候補者とした理由

2016年6月から現在に至るまで当社常勤監査役として、それまでに培われた企業会計や内部統制に関する豊富な経験等を活かし、取締役の職務執行に対する監査をはじめ監査役としての役割を適切に果たしております。引き続き当社における監査機能の充実と強化を期待し、監査役候補者いたしました。

所有する当社株式数

8,500株

当社における地位

常勤監査役

## 2 まつい かつゆき 松井 勝之

**男性** 1955年6月22日生（満67歳）



所有する当社株式数  
— 株

当社における地位  
常勤監査役

**社外監査役** **独立役員**

### ■ 略歴及び重要な兼職の状況

1980年4月	本田技研工業株式会社入社	2010年6月	株式会社ケーヒン (現 日立Astemo株式会社)
2002年6月	同社事業管理本部 税務ブロックリーダー		常勤監査役
2005年7月	Honda Canada Inc. ヴァイスプレジデント	2017年11月	株式会社SHIFT監査役
		2019年6月	当社常勤監査役 [現在に至る]

### ■ 社外監査役候補者とした理由

2019年6月から現在に至るまで当社常勤監査役として、上場企業における財務等に関する知見や海外駐在の経験等を活かし、取締役の職務執行に対する監査をはじめ監査役としての役割を適切に果たしております。引き続き当社におけるメーカー機能の強化を念頭に置き、監査機能の充実と強化を期待し、社外監査役候補者となりました。なお、松井勝之氏の在任期間は本総会の終結の時をもって4年となります。

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松井勝之氏は社外監査役候補者であります。また、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、再任された場合には継続する予定であります。
3. 当社の現行定款では、監査役との間で当社に対する損害賠償責任を限定する契約の締結ができる旨を定めております。河合信郎氏及び松井勝之氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、再任が承認された場合、当社は両氏との間の当該責任限定契約を継続する予定であります。当社における責任限定契約の内容(概要)は、以下のとおりであります。
- ・ 監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・ 上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 河合信郎氏及び松井勝之氏が再任された場合、当社監査役会の構成は次のとおりとなります。

氏名	性別	地位	監査役 在任年数	取締役会の 出席状況	監査役会の 出席状況
河合信郎	男性	常勤監査役	7年	100%(11/11回)	100%(7/7回)
松井勝之	男性	常勤監査役	4年	100%(11/11回)	100%(7/7回)
湯浅紀佳	女性	監査役	2年	100%(11/11回)	100%(7/7回)
桑原清幸	男性	監査役	1年	100%(9/9回)	100%(5/5回)

(注) 桑原清幸氏は、2022年6月22日開催の第37期定時株主総会において監査役に選任されており、取締役会及び監査役会の出席状況は就任後の回数を記載しております。

#### (ご参考：第1号議案及び第2号議案)

##### 【取締役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役候補者の指名については、候補者の持つ知見・経験をはじめ、取締役として相応しいと思われる資質並びに取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス及び多様性を踏まえ、指名委員会が審議した上で取締役会に提案し、その承認をもって株主総会に諮ります。

社外取締役の選任に関する方針については、会社法上の要件に加え、原則として候補者とする際に当該社外取締役候補者が所属する法人等及び本人と当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。

##### 【監査役候補者の指名を行うに当たっての方針と手続】

監査役候補者については、候補者の知見・経験・保有資格及び多様性などを踏まえ、代表取締役社長が監査役会に提案いたします。監査役会では、候補者の選定に関する確認項目に基づき審議を行い、監査役会が同意した候補者が取締役会に上程され、その承認をもって株主総会に諮ります。

社外監査役の選任に関する方針については、会社法上の要件に加え、原則として候補者とする際に当該社外監査役候補者が所属する法人等及び本人と当社との間に特別の利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがない、独立性を有した者を招聘することとしております。

##### 【独立役員選任基準の概要】

当社では、社外取締役及び社外監査役（以下、「社外役員」という。）のうち、次の各項目のいずれにも該当しない者から独立役員を選任することとしております。

1. 当社グループ関係者、2. 主要株主、3. 主要取引先関係者、4. その他

当社における社外役員の再任は、通算の在任期間が8年までといたします。

〔数値基準〕

- (1) 「主要株主」とは、議決権所有割合が10%以上の株主を指し、直接保有と間接保有の双方を含むものといたします。
- (2) 「主要取引先関係者」とは、当社の対象事業年度における年間連結売上高の2%以上に相当する額の取引がある者又は当社連結総資産の5%以上に相当する金額の借入先金融機関等を指すものといたします。

**(ご参考)第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決された場合の、当社取締役・監査役のスキル・マトリックス**

当社は、2025年3月期を最終年度とする中期経営計画「VISION2025」を2022年3月期よりスタートしております。中期経営計画の最終年度である2025年3月期の事業環境は、情報の共有が可能となったSociety 4.0から、システムを通じて高度に最適化される高効率スマート社会「Society 5.0」の進展が想定されております。このような事業環境のもと、当社は、当社の経営方針を「デジタルトランスフォーメーション(DX)を実現する製品及びサービスを提供し、高効率スマート社会の持続的発展に貢献する」と定め、その実現に向け、当社事業の軸足を「技術商社機能を持つメーカー」へシフトしてまいります。

このようなVISIONのもと、持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図り、また、ガバナンス体制の充実を重視した経営に取り組んでまいります。中期経営計画「VISION2025」を実行していくに当たり、当社が置かれている状況や解決すべき課題を踏まえて、現時点において取締役会が重要と考える経験・専門性分野を次のとおりとした上で、全体としてバランスのとれた取締役・監査役構成としております。

項目の詳細		専門性、経験の有無						
		企業経営	モノづくり・開発	IT・DX	グローバル経験	営業・マーケティング	財務・会計	法務・リスクマネジメント
取締役	徳重敦之	●	●	●	●	●		
	長谷川雅巳	●		●	●	●		
	佐伯幸雄	●			●		●	●
	篠田一樹	●	●	●	●	●		●
	常石哲男	●		●	●	●	●	
	川名浩一	●			●	●		●
	鬼塚ひろみ		●	●	●	●		
	西田啓	●	●			●		
監査役	河合信郎						●	●
	松井勝之		●		●		●	●
	湯浅紀佳				●			●
	桑原清幸			●			●	

### 第3号議案 取締役賞与支給の件

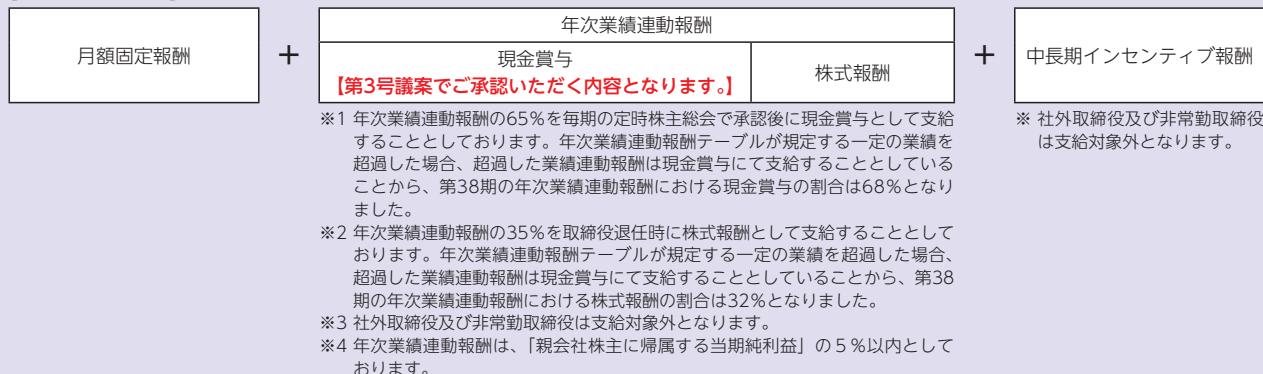
当期末時点の常勤取締役5名に対し、当期の「親会社株主に帰属する当期純利益」の金額(以下、「純利益額」という。)及び売上高に対する純利益額の割合を指標とした年次業績連動報酬テーブルを基に算定した業績連動報酬のうち、68%を現金賞与として総額148,845千円を支給することにつき、ご承認をお願いするものであります。なお、社外取締役を含む非常勤取締役に対しては賞与を支給いたしません。

また、常勤取締役に対する賞与支給は、「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」に沿ったものであることから、相当であると考えております。

#### (ご参考：第3号議案)

当社の取締役報酬制度の概要につきましては、電子提供措置事項内「4.会社役員に関する事項」の「02 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりであります。

#### 【取締役の報酬体系】



以上

# 事業報告 [2022年4月1日から2023年3月31日まで]

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### 01 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による行動制限の緩和等に伴い、社会活動の正常化が進み、持ち直しの動きが見られるものの、ウクライナ情勢の長期化、資源価格の高騰や円安による物価の上昇、各国の政策金利の引き上げによる世界的な景気後退懸念、米国による対中半導体輸出規制等により、景気の先行きについては不透明な状況で推移しました。

当社グループにおける当連結会計年度の経営成績については、売上高240,350百万円(前期比33.6%増)、営業利益14,227百万円(前期比75.0%増)、経常利益12,478百万円(前期比70.5%増)、親会社株主に帰属する当期純利益8,778百万円(前期比72.6%増)となりました。

### (ご参考) 2024年3月期の連結業績見通し

ウクライナ情勢の長期化、資源価格の高騰や円安による物価の上昇、各国の政策金利の引き上げによる世界的な景気後退懸念、米国による対中半導体輸出規制等により、国内外の景気の見通しについては不透明な状況が続いております。

一方で、旺盛な半導体需要とドル円相場が円安水準で推移したことを背景に、2023年3月期において半導体及び電子デバイス事業が想定を上回る成長を実現したため、中期経営計画「VISION2025」の財務指標を2年前倒して達成することとなりました。2024年3月期は半導体市場は調整期に入るものの、IT機器及びサービスの市場は堅調に成長することを想定しております。当社グループでは半導体及び電子デバイス事業において調整期の影響を受けるものの、コンピュータシステム関連事業及びプライベートブランド(PB)事業においては引き続き新規顧客の獲得に取り組んでまいります。

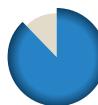
以上の内容に基づく2024年3月期の通期連結業績見通しについては、売上高230,000百万円(前期比4.3%減)、経常利益12,000百万円(前期比3.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益8,450百万円(前期比3.7%減)を見込んでおります。

なお、中期経営計画「VISION2025」(目標年度：2025年3月期)の最新の見通しは次のとおりといたしました。

	数値目標	最新見通し	第38期実績
売上高	2,000億円 ± 10%	≥ 2,500億円	2,403億円
経常利益率	> 5%	≥ 5.5%	5.2%
ROE	> 15%	≥ 20%	26.1%

# 半導体及び電子デバイス事業

売上高構成比  
87.8%



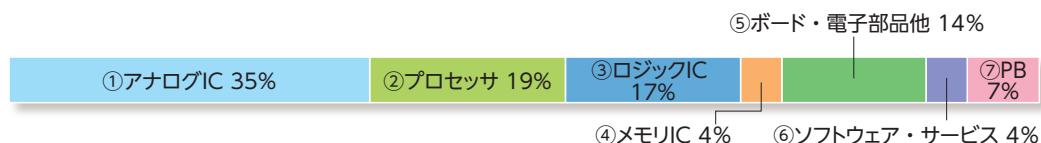
売上高 211,094百万円

**主要な事業内容** 半導体製品、ボード・電子部品、ソフトウェア・サービスの販売及びプライベートブランド (PB) 製品の製造・販売等

逼迫していた半導体の需給状況は徐々に改善傾向となる中、当社グループ取扱いの産業機器向け、車載向け、通信機器向け半導体製品への需要は好調に推移しました。また、円安による押し上げ効果もあったことに加え、部品逼迫による設計変更のための開発受託も増加したことなどから、当連結会計年度は外部顧客への売上高211,094百万円(前期比34.9%増)、経常利益10,459百万円(前期比105.7%増)となりました。

(ご参考)

品目別売上高構成比



## ①アナログIC

アナログ信号の増幅・発振などの処理を行うIC



主な仕入先

テキサス・インスツルメンツ社

主な最終製品

産業機器、車載機器、通信機器、プリンタ

## ②プロセッサ

コンピュータの頭脳として演算・制御機能を持つIC



主な仕入先

マイクロプロセッサ (NXP Semiconductors、インテル社)  
マイクロコントローラ (インフィニオン テクノロジーズ社)  
DSP (テキサス・インスツルメンツ社)

主な最終製品

産業機器、車載機器、通信基地局、PC

## ③ロジックIC

デジタル信号処理を行うIC、特定用途向け専用IC、カスタムICなど



主な仕入先

テキサス・インスツルメンツ社、NXP Semiconductors、ラティス セミコンダクター社

主な最終製品

車載機器、産業機器、通信基地局、PCストレージ、民生機器

## ⑦PB

inrevium、東京エレクトロン デバイス長崎株式会社、株式会社ファースト



主な製品

設計・量産受託サービス、自社ブランド製品、画像処理ソフトウェア

主な販売先

医療機器メーカー、産業機器メーカー、半導体製造装置メーカー

## PB事業売上高



PBは、設計・量産受託サービス、プライベートブランド製品、連結子会社の株式会社ファースト (ファースト) と東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 (TED長崎) で構成されています。

設計・量産受託サービスは医療機器や産業機器向けが好調、TED長崎は半導体製造装置向け基板製造ビジネスが好調、ファーストは顧客の設備投資の増加に伴い回復基調となったことなどから、2023年3月期の売上高は14,498百万円となりました。

# コンピュータシステム関連事業

売上高構成比  
12.2%



売上高 29,255百万円

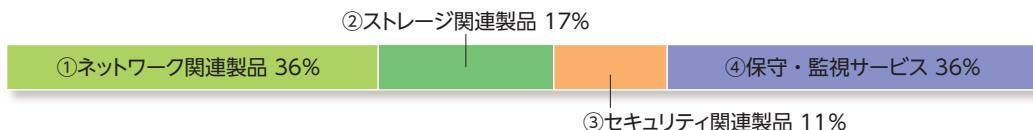
## 主要な事業内容

ネットワーク関連製品、ストレージ関連製品、セキュリティ関連製品の販売及び保守・監視サービス等

クラウドの利用やセキュリティ対策といった企業のIT投資は引き続き堅調であり、ネットワーク、ストレージ、セキュリティ関連製品の販売が堅調に推移したことに加え、サブスクリプション型ライセンス及びサービス販売も拡大傾向にあることなどから、当連結会計年度は外部顧客への売上高29,255百万円(前期比24.7%増)となりましたが、円安の進行に伴い仕入原価が上昇したことや、IT技術者の採用に伴い人件費が増加したことなどから経常利益は2,019百万円(前期比9.6%減)となりました。

(ご参考)

品目別売上高構成比



### ①ネットワーク関連製品

インターネットの接続負荷の分散、イーサネットスイッチ



主な仕入先

アリスタネットワークス社、F5社

### ②ストレージ関連製品

大容量データへの高速接続、記憶



主な仕入先

ピュアストレージ社、デル・テクノロジーズ社

### ③セキュリティ関連製品

コンピュータシステム・ネットワーク・データの攻撃・破損・不正アクセスからの保護



主な仕入先

ネットスコープ社、ニュータニックス社

### ④保守・監視サービス

機器の保守サービス、セキュリティ監視サービス



主な製品

ネットワーク機器保守サービス、ストレージ機器保守サービス、セキュリティ監視サービス

### サブスクリプション型ライセンス 及び サービス

継続的な収益に貢献するサブスクリプション型のライセンス販売や独自サービスに注力しております。

セキュリティソフトウェアのライセンス販売

netskope  
ネットスコープ

クラウドサービス  
利用時の  
セキュリティ対策

SentinelOne  
センチネルワン

エンドポイント端末  
(モバイルPC等)の  
セキュリティ対策

独自サービス

TED-SOC

SOCサービス・NOCサービス  
セキュリティやネットワークの運用・監視サービス  
※SOC: Security Operation Center  
※NOC: Network Operation Center

## 02 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は391百万円であり、空調更新工事、計測器・評価機の導入及び基幹システムの再構築等によるものであります。

## 03 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

## 04 対処すべき課題

IoT・ロボット・AI・ビッグデータといった先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れて経済発展と社会的課題の解決を両立していく高効率スマート社会(Society 5.0)の到来を見据え、当社グループではデジタルトランスフォーメーション(DX)、即ち「データとデジタル技術を活用した製品やサービス、ビジネスモデルの変革等」に貢献していくための製品・サービスを提供してまいります。

中期経営計画「VISION2025」では、目指す将来像として「DRIVING DIGITAL TRANSFORMATION」をミッションとして掲げ、高効率スマート社会(Society 5.0)の持続的発展に貢献し、技術商社機能を持つメーカーへの進化を図ってまいります。

当社では、サステナビリティに関する取組みに関して、「会社が培ってきたリソースを活かしたサステナブルな社会への貢献」、「基本的人権の尊重を根幹に据えた労働環境・人事制度の構築」及び「社会と会社の持続可能な関係を継続させていくための環境負荷の軽減」の3項目を、現時点におけるマテリアリティ(重要課題)として設定しており、新設した「サステナビリティ委員会」を主軸として取り組んでまいります。特に気候変動リスクについては重要性の高い課題であると認識し、関連リスク及び機会を踏まえた戦略と組織のレジリエンスについて検討するため、IEA(国際エネルギー機関)やIPCC(気候変動に関する政府間パネル)による気候変動シナリオ(2℃シナリオ及び4℃シナリオ)を参照し、2040年までの長期的な当社への影響を考察し、半導体及び電子デバイス事業を中心にシナリオ分析を実施いたしました。

課題の解決に取り組むことで会社の持続的な発展(企業価値の向上)を目指してまいります。

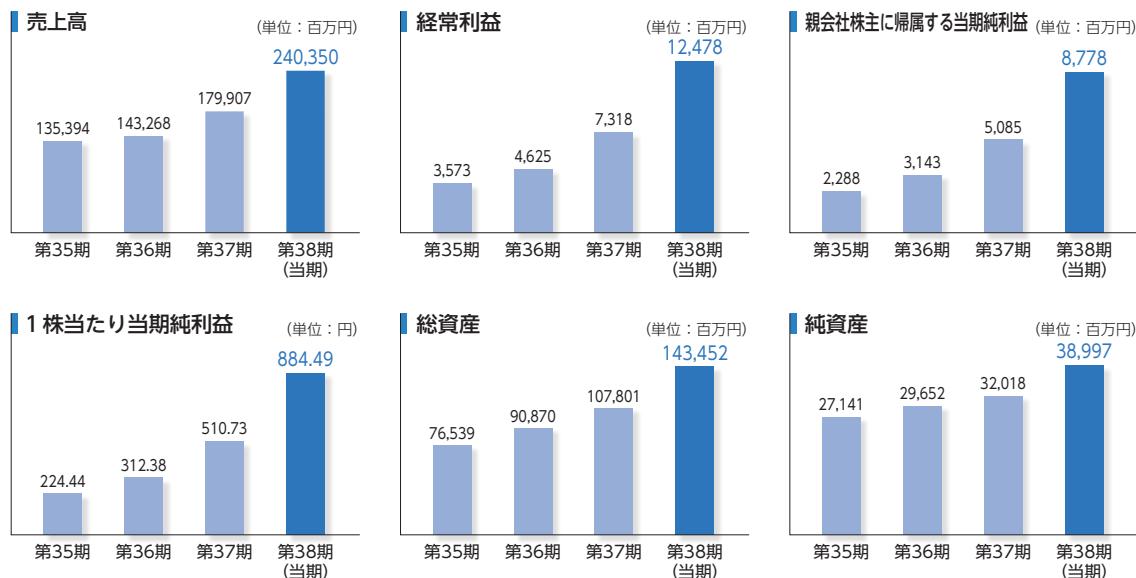
なお、メーカーへの進化を志向する上で必要と考えられる将来的な事業成長のための投資を実行していくためにも、まずは利益率の高いビジネスを推進して一定の内部留保を蓄積するとともに、必要な資金を資本構成も考慮した最適な調達手段により確保していくことが課題であると認識しております。

## 05 財産及び損益の状況の推移

区分		第35期 2020年3月期	第36期 2021年3月期	第37期 2022年3月期	第38期(当期) 2023年3月期
売上高	(百万円)	135,394	143,268	179,907	240,350
経常利益	(百万円)	3,573	4,625	7,318	12,478
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,288	3,143	5,085	8,778
1株当たり当期純利益	(円)	224.44	312.38	510.73	884.49
総資産	(百万円)	76,539	90,870	107,801	143,452
純資産	(百万円)	27,141	29,652	32,018	38,997

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数で算出しております。また、「役員報酬BIP信託」、第35期における「従業員持株ESOP信託」、第35期以降における「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship<sup>®</sup>)」及び第37期・第38期における「株式付与ESOP信託」導入に伴い設定された信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第37期の期首から適用しており、第37期以降における財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

## (ご参考)



## 06 重要な子会社の状況 (2023年3月31日現在)

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ファースト	千円 100,000	% 100.00	(注3)
東京エレクトロン デバイス長崎株式会社	千円 134,000	74.89	(注4)
TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	千香港ドル 5,165	100.00	(注5)
TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.	千人民元 1,000	(100.00)	
TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	千シンガポールドル 250	(100.00)	
TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED	千タイバーツ 2,000	(注2) ( 49.00)	
TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.	千USドル 300	100.00	(注6)

- (注) 1. 当社の出資比率における( )の数字は、間接出資比率を示しております。  
 2. TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDについては、当社の(間接)出資比率は100分の50以下ですが、実質的に支配しているため連結子会社としております。  
 3. 主要な事業としてファクトリーオートメーション向け汎用画像処理装置の開発・設計・製造・販売等を営んでおります。  
 4. 主要な事業として電子機器の開発・設計・製造・販売等を営んでおります。  
 5. 主要な事業として半導体関連製品の販売等を営んでおります。  
 6. 主要な事業として半導体関連製品及びソフトウェア等の販売・マーケティング等を営んでおります。

## 07 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

### ① 当社

(本社、横浜港北物流センター、エンジニアリングセンター)  
 神奈川県横浜市

(新宿オフィス、新宿サポートセンター)  
 東京都新宿区

(その他の事業拠点)

宮城県仙台市、福島県いわき市、茨城県水戸市、茨城県つくば市、埼玉県さいたま市、東京都立川市、長野県松本市、静岡県三島市、静岡県浜松市、愛知県名古屋市、京都府京都市、大阪府大阪市、福岡県福岡市

### ② 重要な子会社

(国内)

株式会社ファースト	(本社)	神奈川県大和市
	(その他の事業拠点)	愛知県岡崎市、大阪府大阪市
東京エレクトロン デバイス長崎株式会社	(本社)	長崎県諫早市
	(その他の事業拠点)	神奈川県横浜市

(海外)

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	中国
TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.	中国
TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール
TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED	タイ
TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.	米国

**08 従業員の状況** (2023年3月31日現在)

① 当社グループの従業員数

事業区分	従業員数	前期末比増減数
半導体及び電子デバイス事業	884名	23名増
コンピュータシステム関連事業	306名	7名増
全社(共通)	128名	9名増
合計	1,318名	39名増

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減数	平均年齢	平均勤続年数
996名	25名増	45.4歳	14.2年

(注) 従業員数には、休職者21名を含めておりません。

**09 主要な借入先** (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	百万円 18,449
株式会社横浜銀行	10,803
株式会社山梨中央銀行	5,600
株式会社三菱UFJ銀行	5,500
株式会社みずほ銀行	2,800
株式会社肥後銀行	2,500

## 2. 会社の株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

<b>01</b>	発行可能株式総数	25,600,000株
<b>02</b>	発行済株式の総数	10,445,500株 (うち自己株式428株)
<b>03</b>	株 主 数	11,062名
<b>04</b>	大 株 主	

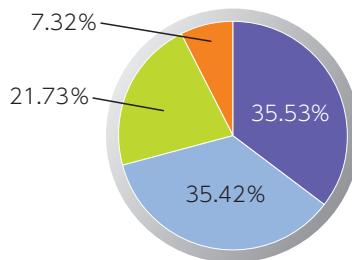
株 主 名	持 株 数	持株比率
東京エレクトロン株式会社	3,532,700株	33.82%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,047,300	10.03
東京エレクトロンデバイス社員持株会	505,112	4.84
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	304,200	2.91
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75723口)	142,538	1.36
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76625口)	127,500	1.22
野村信託銀行株式会社(東京エレクトロン デバイス社員持株会専用信託口)	124,600	1.19
JPモルガン証券株式会社	114,309	1.09
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76616口)	101,900	0.98
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	80,834	0.77

(注) 1. 上記の持株比率は、自己株式を控除して算出しております。

2. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・75723口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口・76625口)、野村信託銀行株式会社(東京エレクトロン デバイス社員持株会専用信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(株式付与ESOP信託口・76616口)は、「役員報酬BIP信託」、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship<sup>®</sup>)」及び「株式付与ESOP信託」導入に伴い設定された信託であります。なお、当該株式を連結計算書類及び計算書類上は自己株式として処理しております。

### (ご参考)所有者別株式数

■ 個人その他	3,711,847株
■ その他国内法人	3,699,600株
■ 金融機関・証券会社	2,269,494株
■ 外国法人等	764,559株



※自己株式428株は、「個人その他」に含めております。

## 05 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

### ①取締役を対象とした年次業績連動株式報酬制度

当社では、当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「取締役」という。)を対象に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性をより明確にし、継続的な業績の向上達成意欲と株主価値の増大への貢献意識を高めることを目的に年次業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該制度は、当社が拠出する取締役報酬額を原資として当社株式が信託を通じて取得され、業績達成度に応じて当社の取締役を対象に、当社株式が交付される業績連動株式報酬制度となります。

当該制度において取締役が株式の交付を受けるのは原則として取締役退任時となり、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式はありません。

### ②取締役を対象とした中期業績連動株式報酬制度

当社では、当社の取締役(社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下、「取締役」という。)を対象に、中期経営計画の達成を目指すことにより、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に中期業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該制度は、2022年3月期から2025年3月期までの4事業年度(以下、「対象期間」という。)を対象として、取締役の役位等及び中期経営計画「VISION2025」目標値の達成度に応じて当社株式の交付を行う制度となります。なお、採用した「役員報酬BIP信託」は、前項の「①取締役を対象とした年次業績連動株式報酬制度」に記載している信託と同一のものとなります。

当該制度において取締役が株式の交付を受けるのは対象期間終了後となり、当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式はありません。

なお、国内連結子会社の取締役並びに当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員に対しても同様の中期業績連動株式報酬制度を導入しております。

### ③取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### 01 取締役及び監査役（2023年3月31日現在）

地位	氏名	担当又は重要な兼職の状況
代表取締役社長	徳重 敦之	—
代表取締役	長谷川 雅巳	執行役員副社長 コーポレート営業統括 グローバルセールス統括本部長 EC BU/BUGM
取締役	佐伯 幸雄	執行役員副社長 コーポレート管理統括本部長 内部統制担当 コンプライアンス委員長
取締役	上小川 昭浩	執行役員専務 CN BU/BUGM
取締役	篠田 一樹	執行役員常務 コーポレート技術統括 PB BU/BUGM リスク管理委員長 サステナビリティ委員長
取締役	常石 哲男	株式会社レゾナック・ホールディングス社外取締役
取締役	川名 浩一	株式会社バンダイナムコホールディングス社外取締役 コムシスホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社レノバ社外取締役 株式会社ispace社外取締役 ルプリスト株式会社代表取締役社長 株式会社クボタ社外取締役
取締役	鬼塚 ひろみ	ヤフー株式会社監査役 株式会社JVCケンウッド社外取締役
取締役	西田 啓	—
常勤監査役	河合 信郎	—
常勤監査役	松井 勝之	—
監査役	湯浅 紀佳	三浦法律事務所 パートナー弁護士 株式会社コーセー社外取締役 セントケア・ホールディング株式会社社外取締役
監査役	桑原 清幸	桑原清幸会計事務所 代表 株式会社ひらまつ常勤監査役

指名委員会委員：川名 浩一、佐伯 幸雄、常石 哲男、鬼塚 ひろみ、西田 啓  
報酬委員会委員：鬼塚 ひろみ、上小川 昭浩、篠田 一樹、川名 浩一、西田 啓

- (注) 1. 2022年6月22日開催の第37期定時株主総会最終の時をもって、監査役 西村義典氏は、辞任により退任いたしました。  
2. 取締役 川名浩一氏、鬼塚ひろみ氏及び西田啓氏は、社外取締役であります。  
3. 監査役 松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏は、社外監査役であります。  
4. 当社と社外役員の重要な兼職の状況に記載の法人等との間に、特記すべき関係はありません。  
5. 監査役4名のうち3名は以下のとおり、財務・会計に関する相当程度の知見を有しております。  
監査役 河合信郎氏：当社における財務や内部監査を中心とした企業会計の実務経験  
監査役 松井勝之氏：上場企業における財務等の実務経験  
監査役 桑原清幸氏：公認会計士の資格保有

6. 当社は、社外取締役 川名浩一氏、鬼塚ひろみ氏及び西田啓氏、社外監査役 松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏を東京証券取引所の定めに基づき独立役員として届け出ております。
7. 責任限定契約の内容の概要  
当社は、取締役 常石哲男氏、川名浩一氏、鬼塚ひろみ氏及び西田啓氏、監査役 河合信郎氏、松井勝之氏、湯浅紀佳氏及び桑原清幸氏との間で、任務を怠ったことによって当社に対して賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする責任限定契約を締結しております。  
ただし、責任限定が認められるのは、当該役員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。
8. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要  
当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員（既に退任又は退職している者及び保険期間中に当該役職に就く者を含む。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することになる損害賠償請求に起因する損害を当該保険契約により填補することとし、被保険者のすべての保険料は当社が全額負担することとしております。  
ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とするなど、一定の免責事由があります。
9. 監査役 湯浅紀佳氏の戸籍上の氏名は、國井紀佳であります。
10. 当社では、監督と執行の分離を図るため、執行役員制度を導入しております。なお、2023年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	担当
徳重敦之	代表取締役社長
長谷川雅巳	代表取締役 執行役員副社長 コーポレート営業統括 グローバルセールス統括本部長 EC BU/BUGM
佐伯幸雄	執行役員副社長 コーポレート管理統括本部長 内部統制担当 コンプライアンス委員長
上小川昭浩	執行役員専務 CN BU/BUGM
三品俊一	執行役員専務 EC BU/副BUGM(EC/PB事業連携担当) パネトロン カンパニー プレジデント 車載営業本部長
篠田一樹	執行役員常務 コーポレート技術統括 PB BU/BUGM リスク管理委員長 サステナビリティ委員長
初見泰男	執行役員 クラウドIoT カンパニー プレジデント
上善良直	執行役員 CN BU/副BUGM 経営戦略担当
安村達志	執行役員 グローバルセールス統括本部長代理 営業本部長
土肥健史	執行役員 人事・総務センター長
小山正	執行役員 EC BU/副BUGM(インダストリアルソリューション事業担当)
湯浅剛	執行役員 EC技術本部長 第三技術部長
宮本隆義	執行役員 CN BU/副BUGM CN営業本部長
二宮潤	執行役員 経営企画センター長 経営企画室長 物流管理部長
安藤智明	執行役員 インダストリアルソリューション カンパニー プレジデント

## 02 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会の内部委員会である報酬委員会が原案を協議・策定の上、2021年5月18日開催の取締役会において取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、「決定方針」という。）を決定しております。

## a. 取締役報酬の基本方針

当社グループの取締役報酬の基本方針として重視する点は次のとおりとしております。

- ・日本国内において優秀な経営人材を確保できるための競争力のある水準と制度
- ・短期的業績及び持続的な成長に向けた中長期の企業価値向上との高い連動性
- ・報酬決定のプロセスの透明性・公正性、報酬の妥当性の確保

## b. 取締役の報酬水準に関する考え方

- ・DRIVING DIGITAL TRANSFORMATIONをミッションとし、それを通じて未来社会の発展に貢献することを目指す企業の取締役の報酬として、当該領域で事業展開する日本企業の中で、競争力のある水準を目指しております。
- ・取締役固定報酬は、各取締役の機能・役割に応じて外部調査機関の調査データを活用し、ベンチマークを設定しております。
- ・取締役変動報酬は当社業績水準に対応した要素が不可欠であることから、「親会社株主に帰属する当期純利益」の5%以内の年次業績連動報酬を設定しております。
- ・中長期インセンティブ報酬は、目標とする財務モデル、期間等に基づいて設定しております。

## c. 報酬の構成

- ・常勤取締役  
月額固定報酬、年次業績連動報酬及び中長期インセンティブ報酬により構成し、年次業績連動報酬の一部と中長期インセンティブ報酬については株式報酬としております。
- ・社外取締役（独立役員）  
月額固定報酬のみを支給対象としております。

なお、当社取締役に対する役員退職慰労金制度については、2015年3月期以降分を廃止しております。

## d. 固定報酬

- ・常勤取締役  
外部調査機関の調査データを活用し、時価総額や規模が類似する企業の役職毎の報酬水準をベンチマークとしております。そのベンチマークに基づき、当社代表取締役社長の報酬を100とした場合の当社の他の役位毎の報酬水準レンジを定めた固定報酬テーブルを策定しております。  
また、外部調査機関の調査データを基に、報酬委員会が代表取締役社長の固定報酬案を策定し、取締役会が決定しております。決定した代表取締役社長の固定報酬額を固定報酬テーブルに適用することで、他の役位の取締役の固定報酬レンジが計算され、その範囲内で代表取締役社長は他の取締役の固定報酬額を決定しております。  
なお、非業務執行取締役（常勤）の報酬については、別途ガイドラインを設け決定しております。
- ・社外取締役（独立役員）  
外部調査機関の調査データを基に、報酬レンジを定めております。

## e. 年次業績連動報酬

- ・年次業績連動報酬は、業績向上の達成意欲と株主価値の増大に向けた貢献意識を高めることを目的に、取締役の報酬と当社業績及び株主価値との連動性を明確にする報酬体系として設定しております。

- ・年次の「親会社株主に帰属する当期純利益」の金額（以下、「純利益額」という。）及び売上高に対する純利益額の割合（以下、「純利益率」という。）を指標とした年次業績連動報酬テーブルを基に、年次業績連動報酬を算定しております。純利益額及び純利益率は当社業績及び株主価値との連動性を明確にする現時点の最適の指標と判断しております。
- ・年次業績連動報酬の65%は当社業績と直接連動する現金賞与として毎期の定時株主総会で承認後に支給しております。ただし、年次業績連動報酬テーブルが規定する一定の業績を超過した場合、超過した業績連動報酬は現金賞与にて支給することとしております。
- ・年次業績連動報酬の35%は株主価値と連動する株式報酬として取締役退任時に支給しております。
- ・純利益額及び純利益率の伸長に応じて業績連動報酬は増加する仕組みとしていることから、固定報酬に対する業績連動報酬の支給割合の方針は設定しておりません。

f. 中長期インセンティブ報酬

- ・中長期インセンティブ報酬は、中期経営計画の達成を目指すことにより、中長期的な企業価値増大への意識を高めることを目的として設定しております。中期経営計画において設定した財務モデルの達成度に応じ、役員・職責に基づいて算出された基準額の0%から125%が支給されます。財務モデルの評価指標は、連結経常利益率、連結ROEを用います。

g. 取締役報酬決定のプロセス

- ・透明性・公正性を確保するため、取締役の報酬体系（取締役の固定報酬テーブル・年次業績連動報酬テーブル・中長期インセンティブ報酬テーブル）については、取締役会の内部委員会である報酬委員会が原案を協議・策定し、取締役会へ提案、審議の上、決定する仕組みとしております。
- ・代表取締役社長の報酬内容（固定報酬及び現金賞与）についても、報酬委員会が原案作成の上、取締役会の審議を経て決定しております。
- ・年次業績連動株式報酬については、年次の純利益額と純利益率を年次業績連動報酬テーブルに適用して計算されるポイントを毎年5月末日までに対象者に付与し、取締役退任時にポイントに応じた当社株式が交付されます。
- ・中長期インセンティブ報酬については、役員等に対応して定める基準額（権利ポイント）に、中期経営計画最終年度終了時の達成度にリンクして定まる支給割合を乗じて計算されるポイントに応じた当社株式が計画終了翌事業年度に交付されます。

h. 代表取締役社長の報酬内容が決定方針に沿うものであると判断した理由

- ・代表取締役社長の報酬内容（固定報酬及び現金賞与）について、報酬委員会が原案と決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

代表取締役社長以外の取締役の報酬内容（固定報酬及び現金賞与）は、取締役会が決定した職責・役位に応じたテーブルを用いることを前提に取締役会から委任を受けた代表取締役社長徳重敦之氏が決定しておりますが、透明性・客観性を高めるため取締役会から委任された権限が適切に行使されるよう、代表取締役社長は決定に当たって報酬委員会の同意を得るものとしております。テーブルから外れる内容を原案とする場合には、取締役会での承認を必要としております。

代表取締役社長以外の取締役の報酬内容（固定報酬及び現金賞与）については、上記手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

### ③監査役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

監査役の報酬については、適切な監査活動が行われるべく、一般的な監査役の報酬水準や取締役等との相対的な金額を勘案して設定する方針としており、月額固定報酬のみを支給対象としております。

監査役の月額固定報酬については、株主総会で承認された総額（月額）の範囲内で監査役の協議に基づき、常勤（社内）、常勤（社外）及び非常勤並びに独立役員の指定の有無によって報酬レンジを定めております。

### ④取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額固定報酬については、2019年6月19日開催の第34期定時株主総会において月額2,200万円以内（うち社外取締役分は月額300万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役2名）です。

第38期（2023年3月期）に係る取締役（社外取締役及び非常勤取締役を除く。以下同じ。）に対する現金賞与については、2023年6月21日開催予定の第38期定時株主総会において承認可決された後支給することといたします。

取締役に対する年次業績連動株式報酬については、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において、2022年3月期から2025年3月期までの4事業年度における上限金額を合計300百万円、取締役が交付を受けることができる当社株式のポイント総数の上限を71,000ポイント（1ポイントは当社普通株式1株）とした上で、制度の継続を決議しております。当該定時株主総会終結時点における制度の対象となる取締役の員数は5名です。

取締役に対する中期業績連動株式報酬については、2021年6月22日開催の第36期定時株主総会において、2022年3月期から2025年3月期までの4事業年度における上限金額を合計260百万円、取締役が交付を受けることができる当社株式の総数の上限を61,000株とした上で、制度の導入を決議しております。当該定時株主総会終結時点における制度の対象となる取締役の員数は5名です。

監査役の月額固定報酬の上限枠については、2013年6月18日開催の第28期定時株主総会において月額550万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬毎の種類別の総額				対象となる 役員の数
		固定報酬(注1)	年次業績連動報酬		中長期 インセンティブ 報酬	
			現金賞与(注2)	株式報酬(注3)	株式報酬(注4)	
	千円	千円	千円	千円	千円	名
取締役(社外取締役を除く。)	487,479	176,340	148,844	69,079	93,216	6
監査役(社外監査役を除く。)	24,225	24,225	—	—	—	1
社外取締役	26,850	26,850	—	—	—	3
社外監査役	26,550	26,550	—	—	—	4

- (注) 1. 確定拠出年金の掛金を含めております。
2. 当社は、年次業績連動報酬の65%を毎期の定時株主総会承認後に現金賞与として支給することとしております。「現金賞与」の詳細に関しては、「①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」に記載のとおりであり、当事業年度に繰り入れた役員賞与引当金の額を記載しております。なお、年次業績連動報酬算定の指標につきましては、第38期(2023年3月期)の純利益額が8,778百万円(純利益率は3.65%)となりました。年次業績連動報酬テーブルが規定する一定の業績を超過した場合、超過した業績連動報酬は現金賞与にて支給することとしていることから、第38期の年次業績連動報酬における現金賞与の割合は68%となりました。
3. 当社は、年次業績連動報酬の35%を取締役退任時に株式報酬として支給することとしております。年次業績連動報酬としての「株式報酬」(非金銭報酬)の内容は、「2.会社の株式に関する事項」の【05当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況】に記載の年次業績連動株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した額を記載しております。年次業績連動報酬テーブルが規定する一定の業績を超過した場合、超過した業績連動報酬は現金賞与にて支給することとしていることから、第38期の年次業績連動報酬における株式報酬の割合は32%となりました。
4. 当社は、中期経営計画において設定した財務モデルの達成度に応じ、役員・職責に基づいて算出された基準額の0%から125%を中長期インセンティブ報酬として支給することとしております。中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬」(非金銭報酬)の内容は、「2.会社の株式に関する事項」の【05当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況】に記載の中期業績連動株式報酬制度に基づき、当事業年度に費用計上した額を記載しております。なお、中長期インセンティブ報酬算定の指標につきましては、第38期(2023年3月期)の連結経常利益率が5.19%、連結ROEが26.09%となりました。
5. 上記には、2022年6月22日開催の第37期定時株主総会最終の時をもって退任した社外監査役1名を含めております。

### 03 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先と当社との関係については、「01 取締役及び監査役」に記載のとおりであります。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	主な活動状況
取締役	川名 浩一	当事業年度に開催された取締役会(11回)すべてに出席し、上場企業における経営の経験やグローバルな視点による様々な知見に基づき、株主の目線を踏まえた意見や指摘等によって客観的な監督が行われました。また、指名委員会(4回)すべてに出席するとともに、委員長(議長)として委員会の運営を牽引し、取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会(3回)すべて(注1)に出席し、年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携わりました。
取締役	鬼塚 ひろみ	当事業年度に開催された取締役会(11回)すべてに出席し、電機業界及びIT業界における知見や上場企業における監査役・社外取締役(監査等委員)としての経験に基づき、客観的な立場から当社の経営に対する様々な助言・指摘が行われました。また、報酬委員会(4回)すべてに出席するとともに、2022年6月以降は委員長(議長)として委員会の運営を牽引し、年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携わったほか、指名委員会(4回)すべてに出席し、取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わりました。
取締役	西田 啓	当事業年度に開催された取締役会(11回)すべてに出席し、上場会社におけるマネジメント経験やエレクトロニクス業界における知見に基づき、客観的な立場から当社の経営に対する様々な助言・指摘が行われました。また、指名委員会(4回)すべてに出席し、取締役候補者及び代表取締役候補者等の検討や、後継者育成計画に関する議論に携わったほか、報酬委員会(4回)すべてに出席し、年次業績連動報酬制度の是非に関する議論や、次期インセンティブ計画並びに代表取締役社長の報酬内容に係る検討等に携わりました。
常勤監査役	松井 勝之	当事業年度に開催された取締役会(11回)及び監査役会(7回)すべてに出席し、上場企業における財務等に関する知見や海外での駐在を通じて培われた経験に基づき、各会議では多角的な視点による意見・指摘等が行われました。
監査役	湯浅 紀佳	当事業年度に開催された取締役会(11回)及び監査役会(7回)すべてに出席し、弁護士としての経験及び専門知識に基づき、各会議では多角的な視点による意見・指摘等が行われました。
監査役	桑原 清幸	2022年6月の監査役就任後に開催された取締役会(9回)及び監査役会(5回)すべてに出席し、公認会計士としての経験及び専門知識に基づき、各会議では多角的な視点による意見・指摘等が行われました。

- (注) 1. 川名浩一氏は、2022年6月22日から報酬委員を務めており、出席状況は就任後の回数を記載しております。  
 2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。  
 3. 上記の報酬委員会の開催回数のほか、報酬委員会の決議があったものとみなす決議が1回ありました。

#### ③ 社外役員の報酬等の総額

社外役員の報酬等の総額については、「02 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等」の「⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載のとおりであります。

## 5. 会計監査人の状況

### 01 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### 02 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

区 分	監査証明業務に基づく報酬	非監査業務に基づく報酬
当社	千円 59,800	千円 20,470
連結子会社	4,300	—
計	64,100	20,470

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から入手した過年度の監査報酬・監査時間の推移及び報酬見積もりの算出根拠等を確認し、職務の遂行状況等についても検討した結果、会計監査人の報酬等の額に対する会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 重要な子会社であるTOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.、TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.及びTOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDは、当社会計監査人以外の監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)の監査を受けております。
4. 当社は会計監査人に対し、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、経理・財務業務におけるアドバイザー・サービス等についての対価を支払っております。

### 03 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の独立性、適格性等を勘案し、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、監査役会は会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に付議いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

### 01 業務の適正を確保するための体制

#### [内部統制システムの基本方針]

- ・取締役は、「内部統制に関する取締役行動指針」に基づき、公正かつ適切な経営の実現を図るとともに、内部統制に関して従業員への周知徹底を行う。
- ・市民社会の秩序・安全ならびに企業活動を阻害する恐れのある反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。不当要求に対しては、警察及び弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織的な対応を図る。
- ・「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告を含む企業情報の信頼性向上」、「法令遵守」、「資産の保全」を目的として、マネジメントプロセスと統合した内部統制システムの構築を目指す。
- ・社長は、内部統制担当取締役ならびに取締役会の下に設置するコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会からの提言を考慮し、内部統制システムの整備を推進する。

内部統制の体制整備のために以下のとおり取り組む。

#### (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、行動の基準・規範を示した「内部統制に関する取締役行動指針」を遵守し、法令遵守は当然との認識のもと、高い倫理観をもって公正かつ適切な経営を実践し、社内組織において率先垂範する。
- ② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
- ③ 取締役会の意思決定の妥当性を確保するため、社外取締役を含む非業務執行取締役の招聘を推進する。
- ④ 取締役の職務執行状況は、監査基準に基づいた監査役監査を受け、社会的信頼性に応える良質な企業統治体制を確立していく。

#### (2) 当社の業務の適正を確保するために必要な体制

- ① 当社取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役の職務執行に係る文書の管理基準及び管理体制に則り、法令及び社内規則に基づき作成、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人等が閲覧可能な状態にて管理する。
- ② 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - a. リスク管理を経営の重要課題の一つと認識し、リスク管理委員会を設置する。
  - b. リスク管理委員会は、リスク方針及びリスク管理規程に基づき、会社全体のリスクを把握、分析、評価し、優先的に対応すべきリスクを選定してそのモニタリングを行うとともに取締役会に状況報告を行う。
  - c. リスク管理規程に基づいて抽出されるリスク(リスク管理委員会で扱うものは除く)については、担当する執行役員が具体的な対応方針及び対策を策定、実行し、継続的に改善を行うとともに、重要度の高いものは執行役員会議に報告する。
- ③ 当社取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a. 執行役員制度により経営と業務執行を分離し、取締役会は経営理念を踏まえた経営の基本方針及び重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
  - b. 取締役会は、経営目標を明確化するため、経営計画を決定する。各部門の執行役員は、経営計画達成のための戦略を策定、遂行する。
  - c. 経営計画進捗状況は、各部門の執行役員で構成する執行役員会議等において管理を行い、取締役会は、経営計画進捗状況の報告を受ける。
  - d. 適正かつ効率的な職務執行体制の確保のため、決裁権限等各種規程の見直しを随時実施する。
  - e. 経営の意思決定等を効率的に行うとともに審議の活性化を図るため、取締役会は原則として2箇月に1回以上開催し、その他必要に応じて適宜開催する。
- ④ 当社使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a. 従業員は、行動の基準・規範を示した倫理方針及びコンプライアンス規程を遵守する。
  - b. コンプライアンス委員会は、教育・啓蒙を含むコンプライアンス体制や情報セキュリティ体制をモニタリングするとともに取締役会にそれらの体制の整備及び運営の状況を報告する。
  - c. 社内及び会社が指定する第三者機関を受付窓口とした通報制度による内部・外部からの情報を通じ、また、社内における事故・不祥事対応フローに則り、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保証し、不利益とならないことを確保する。
- (3) 当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制
- ① 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
    - a. 子会社の取締役等が事業計画に基づき業務を遂行した結果については、関係会社管理規程に則り当社主管部署に報告させる。また、業務執行上の重要事項は決裁基準に基づき当社の決裁もしくは報告を求める。
    - b. 子会社の取締役等を当社執行役員が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて各子会社の状況は当社取締役会において報告される。
  - ② 当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
子会社を含めたリスクマネジメントに関する規程としてリスク管理規程を定める。また、各種規程に基づき当社の主管部署に対して子会社から定期的な報告が行われるほか、主管部署は必要に応じて臨時報告を得る。
  - ③ 当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
子会社における取締役会等を通じ、各社における事業状況の報告が行われ、子会社の取締役等は必要に応じて当社の関連部署及び担当執行役員と協議・報告を行う。
  - ④ 当社子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
子会社を含む企業集団を対象とした倫理方針を策定し、コンプライアンス委員会を中心として企業倫理の遵守のための施策を講じる。また、コンプライアンス規程に基づき、事業活動における法令等の遵守について継続的な実践を図る。
  - ⑤ その他当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
主管部署が中心となって全般的な統制のモニタリングを行い、企業集団内における各種規程等の遵守をはじめとした内部統制システムの徹底を図る。また、内部監査によるコンプライアンスへの適合性の確認・徹底を図るとともに、取締役会機能の十分な発揮を目指すため、内部監査部門(監査室)は監査報告、活動状況及び計画について定期的に当社取締役会に報告を行う。
- (4) 監査役監査が実効的に行われるための体制
- a. 監査役は取締役会のほか、重要な会議に出席し、報告を受ける体制をとり、また、重要な稟議書や報告書を随時閲覧可能な体制とする。

- b. 取締役は会社に重大な損害を及ぼす恐れがある事実や不正行為等を発見した場合は、直ちに監査役会に報告する。
  - c. 監査役の求めに応じて、取締役及び従業員は速やかに業務執行状況を報告するとともに、内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項  
監査役から求められた場合には、監査役と協議のうえ、専任または兼任の従業員を監査役スタッフとして配置する。
  - ② 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役スタッフの人事異動及び考課については、監査役の事前の同意を得る。
  - ③ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
監査役は監査役スタッフとの連携体制が実効的に運用されるよう、取締役または取締役会に体制の整備を要請する。
  - ④ 当社監査役への報告に関する体制
    - a. 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制  
監査役監査基準に基づき監査役は取締役及び使用人に対して事業の報告を求め、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
    - b. 当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制  
当社及び子会社から成る企業集団におけるコンプライアンス経営を実践するため、監査役を窓口とする内部通報制度を設ける。
  - ⑤ 前記④の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
会社は、報告者が報告等を行ったことを理由として解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならないことをコンプライアンス規程において定め、また、報告者の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じる。
  - ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
監査役が職務の執行上必要と認める費用については監査計画に基づき予め予算化するとともに、緊急または臨時に支出した費用については会社に対して事後償還の請求ができる旨を監査役監査基準で定める。
  - ⑦ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
    - a. 内部監査部門(監査室)と緊密な連携を保つとともに、取締役の許可を得ることなく、必要に応じて監査室を監査役スタッフとして活用する。
    - b. 代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題や監査役監査の環境整備等について意見交換を行う。
    - c. 監査の実施に当たり、監査役が必要と認める場合は公認会計士・弁護士等の外部専門家を活用する。

## 02 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

- (1) 2022年4月1日から2023年3月31日までの間に取締役会を11回開催<sup>(注)</sup>し、法令及び定款に定められた事項や各種規程・方針に基づく重要事項並びに東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」への対応を決定したことに加え、今後の機関設計について審議したほか、業務執行状況の報告及び監督を実施いたしました。なお、取締役9名中3名が独立社外取締役であり、取締役会の意思決定に対する客観性と妥当性を確保しております。
- (2) 取締役会の諮問機関であるコンプライアンス委員会を5回開催し、法令遵守・コンプライアンス違反リスクに関する全社的な議論により抽出した問題点に対する対応状況を確認したほか、日本取引所自主規制法人が策定した「上場会社における不祥事予防のプリンシプル」に基づく対応状況について確認を行いました。加えて、子会社を含む当社グループ全体のコンプライアンス体制等について確認・検討を行うとともに、情報セキュリティに関するモニタリング等に取り組みました。なお、同委員会の活動については取締役会において報告を行いました。
- (3) 取締役会の諮問機関であるリスク管理委員会を4回開催し、定年再雇用嘱託者の活躍推進を検討するワーキンググループの活動状況のモニタリングや、執行役員会議で対応するリスク項目のモニタリング等に取り組みました。なお、同委員会の活動については取締役会において報告を行いました。
- (4) 監督と執行の分離を図るため設けている執行役員制度に基づき、執行役員会議を毎月開催しており、日常の全般的業務執行方針及び計画を立案し、決定・実行しております。また、前述のリスク管理委員会にて執行役員会議で対応するものとして選別された中長期的なリスクについては、担当執行役員が具体的な対応策を策定・実行し、継続的な改善を図るとともに重要な事項については執行役員会議において報告を行いました。
- (5) 子会社の状況等については当社の取締役会や執行役員会議において報告されており、特に連結決算に直接影響を与える業績等については当社の取締役会において四半期毎に詳細な説明が行われました。その他各社における業務執行上の重要事項については決裁基準に基づき親会社(当社)による決裁や子会社からの報告が適宜行われました。
- (6) 2022年4月1日から2023年3月31日までの間に監査役会を7回開催し、取締役の職務の執行状況や法令等の遵守状況等に関し、報告・協議を行いました。監査役会では監査方針及び監査計画等を定め、それらに基づき各監査役は取締役会をはじめとする重要会議への出席、代表取締役やその他の経営陣に対するインタビュー、内部監査部門(監査室)や子会社の取締役及び監査役等との情報交換等を通じ、業務及び財産の状況の監査等、重要決裁書類の内容確認等を行っております。また、子会社を含む内部統制システムの構築・運用状況、組織体制の確認、在庫削減活動の進捗確認、労務管理状況の確認及び中期経営計画「VISION2025」の活動状況確認を重要事項として設定し、取締役、執行役員、子会社取締役・監査役、会計監査人とのコミュニケーションの更なる強化を主要方針として活動するとともに、各監査役の活動内容等は監査役会において報告されました。
- (7) 当社の内部監査は、社長直轄の内部監査部門である監査室が行っており、内部監査の実施については内部監査規程に基づき、監査計画書(監査室が作成し、社長の承認を経たもの)及び社長の指示により、各事業部門等に対して必要に応じた書類確認・実地監査を行っております。当該監査の終了後、監査室は報告書を作成し、内容を社長に報告しております。なお、取締役会機能の十分な発揮を目指すため、監査報告、活動状況及び計画について定期的に取締役会に報告しております。

(注) このほか、会社法第370条及び当社定款第24条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす決議が1回ありました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは社会が向かう方向性を捉え、「デジタルトランスフォーメーションを実現する製品及びサービスを提供し、高効率スマート社会の持続的発展に貢献する」ことを経営方針としており、事業の軸足を「技術商社機能を持つメーカー」へシフトしてまいります。今後、このような事業展開のための設備投資や研究開発投資をはじめとする資金需要が見込まれ、また、既存の商社事業においてもビジネスの発展とともに運転資金も増加傾向にあることから、財務体質の健全化が課題となっております。

以上の点を踏まえ、「自己資本の充実」や「外部負債の抑制」等を資本政策の目的として以下の方針を掲げ、目標とする経営指標の達成を目指してまいります。

### 〔資本政策に関する基本方針〕

当社グループでは、持続的な成長と中長期的な企業価値を向上させるため、配当政策を含めた資本政策の基本方針を以下のように定めます。

1. 企業価値の向上とは、株主にとっての期待収益率（資本コスト）を上回るリターンの実現と定義し、ROEの向上を目標のひとつと位置付けます。
2. 事業規模や特質を踏まえた最適な資本構成・自己資本比率を常に意識し、成長事業への投資や運転資金需要に対処します。
3. 株主還元に関しては、連結配当性向を参考指標の基礎とし、安定的・継続的な配当を実施します。自己株式の取得については、キャッシュ・フローの状況、株式の市場流動性及び将来的な設備資金需要等を総合的に勘案し、配当と合わせた株主還元策の一環として判断してまいります。

### 〔目標数値〕

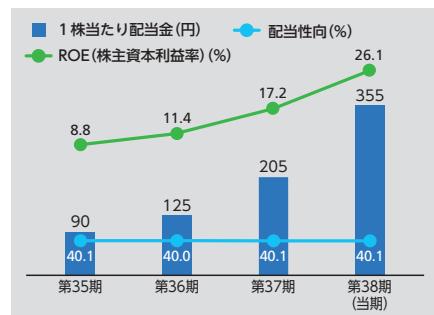
#### （ROE）

資本効率を示すROEについては中期的に15%以上を目指してまいります。

#### （配当性向）

今後の設備投資や研究開発に係る資金需要や運転資金の動向を勘案し、連結配当性向は当面の間40%を目安といたします。

（ご参考）



第38期（2023年3月期）に係る剰余金の配当は、取締役会決議により次のとおりといたします。

	1株当たり配当額
中間配当	145円
期末配当	210円

第39期（2024年3月期）の配当については、1株当たり中間140円、期末70円\*とさせていただきます。

\*2023年10月1日を効力発生日として1株につき3株の割合で株式分割を実施する予定です。期末配当金70円は、株式分割の影響を考慮した金額です。

## 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第37期(ご参考) 2022年3月31日現在	第38期 2023年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>98,895</b>	<b>134,309</b>
現金及び預金	5,134	6,538
受取手形、売掛金及び契約資産	47,217	57,737
電子記録債権	3,231	4,801
商品及び製品	25,937	40,402
原材料	1,570	2,680
前払費用	11,732	17,332
その他	4,077	4,821
貸倒引当金	△7	△4
<b>固定資産</b>	<b>8,906</b>	<b>9,143</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>3,662</b>	<b>3,481</b>
建物及び構築物	2,294	2,205
機械及び装置	194	154
工具、器具及び備品	424	314
土地	586	586
その他	161	220
<b>無形固定資産</b>	<b>157</b>	<b>226</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,086</b>	<b>5,435</b>
退職給付に係る資産	297	352
繰延税金資産	3,873	4,146
その他	963	980
貸倒引当金	△47	△43
<b>資産合計</b>	<b>107,801</b>	<b>143,452</b>

科目	第37期(ご参考) 2022年3月31日現在	第38期 2023年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>56,622</b>	<b>70,595</b>
買掛金	15,434	20,214
短期借入金	14,521	20,949
1年内返済予定の長期借入金	4,840	3
未払法人税等	2,105	2,827
前受金	14,477	21,082
賞与引当金	1,786	2,706
その他	3,456	2,811
<b>固定負債</b>	<b>19,160</b>	<b>33,859</b>
長期借入金	9,963	24,700
退職給付に係る負債	8,166	7,626
その他	1,030	1,533
<b>負債合計</b>	<b>75,783</b>	<b>104,455</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>30,463</b>	<b>36,816</b>
資本金	2,495	2,495
資本剰余金	5,652	5,652
利益剰余金	24,262	30,482
自己株式	△1,947	△1,813
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>489</b>	<b>1,031</b>
その他有価証券評価差額金	54	82
繰延ヘッジ損益	△155	△136
為替換算調整勘定	586	973
退職給付に係る調整累計額	4	111
<b>非支配株主持分</b>	<b>1,065</b>	<b>1,148</b>
<b>純資産合計</b>	<b>32,018</b>	<b>38,997</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>107,801</b>	<b>143,452</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第37期(ご参考)	第38期
	自 2021年 4月 1日 至 2022年 3月 31日	自 2022年 4月 1日 至 2023年 3月 31日
売上高	179,907	240,350
売上原価	154,268	206,106
売上総利益	25,638	34,243
販売費及び一般管理費	17,506	20,016
営業利益	8,131	14,227
営業外収益	189	268
保険配当金	44	43
持分法による投資利益	66	149
その他	77	74
営業外費用	1,002	2,016
為替差損	873	1,751
その他	129	264
経常利益	7,318	12,478
特別利益	2,061	—
固定資産売却益	1	—
固定資産受贈益	2,028	—
関係会社出資金売却益	31	—
特別損失	1,468	8
固定資産売却損	0	—
固定資産除却損	5	2
減損損失	1,351	—
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	0	0
ゴルフ会員権評価損	—	5
ゴルフ会員権償還損	0	—
信託終了損失引当金繰入額	112	—
税金等調整前当期純利益	7,910	12,469
法人税、住民税及び事業税	2,749	3,938
法人税等調整額	△328	△347
法人税等合計	2,421	3,590
当期純利益	5,489	8,879
非支配株主に帰属する当期純利益	404	100
親会社株主に帰属する当期純利益	5,085	8,778

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,495	5,652	24,262	△1,947	30,463
当期変動額					
剰余金の配当			△2,559		△2,559
親会社株主に帰属する 当期純利益			8,778		8,778
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分				134	134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	6,219	134	6,353
当期末残高	2,495	5,652	30,482	△1,813	36,816

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	54	△155	586	4	489	1,065	32,018
当期変動額							
剰余金の配当							△2,559
親会社株主に帰属する 当期純利益							8,778
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28	19	386	107	541	82	624
当期変動額合計	28	19	386	107	541	82	6,978
当期末残高	82	△136	973	111	1,031	1,148	38,997

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	第37期	第38期
	自 2021年4月1日 至 2022年3月31日	自 2022年4月1日 至 2023年3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	△891	△12,185
投資活動によるキャッシュ・フロー	△155	△199
財務活動によるキャッシュ・フロー	606	13,746
現金及び現金同等物に係る換算差額	78	53
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△362	1,414
現金及び現金同等物の期首残高	5,391	5,028
現金及び現金同等物の期末残高	5,028	6,442

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等)

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社ファースト

東京エレクトロン デバイス長崎株式会社

TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.

TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED

TOKYO ELECTRON DEVICE AMERICA, INC.

### 2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

持分法を適用した関連会社の名称

Fidus Systems Inc.

(2) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社であるFidus Systems Inc.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD. (12月31日) 及び TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITED (12月31日) を除き、連結決算日と一致しております。なお、TOKYO ELECTRON DEVICE (SHANGHAI) LTD.については、連結決算日で本決算に準じた仮決算を行った財務諸表を基礎とし、また、TOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDについては、同社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じたTOKYO ELECTRON DEVICE (THAILAND) LIMITEDとの重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

### 4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

②デリバティブ

時価法によっております。

③棚卸資産

原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

- (a) 商品・・・・・・・・移動平均法
- (b) 製品、仕掛品・・個別法又は移動平均法
- (c) 原材料・・・・・・・・総平均法又は移動平均法
- (d) 貯蔵品・・・・・・・・最終仕入原価法又は移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法(ただし、1998年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法)を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	2～47年
機械及び装置	2～8年
工具、器具及び備品	2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

技術資産	15年
顧客関係資産	15年
自社利用のソフトウェア	5年以内(社内見込利用期間)
市場販売目的のソフトウェア	3年以内(見込販売期間)

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

当社及び国内連結子会社は債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。在外連結子会社は、主に個別の債権について回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

③役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

④従業員株式報酬引当金

株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

⑤役員株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

⑥信託終了損失引当金

役員報酬BIP信託の終了に伴う損失に備えるため、信託における残余株式の譲渡損失見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から償却しております。

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(4年)による定額法により償却しております。

③小規模企業等における簡便法の適用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

①半導体及び電子デバイス事業

半導体・ボード製品等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

②コンピュータシステム関連事業

ストレージ・ネットワーク機器等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

また、当該製品の販売に伴い別途提供する保守・監視等のサービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約又は一定期間の契約に基づき履行義務を識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合はサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の契約の場合は履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。

(6) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外連結子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(7) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

(a) ヘッジ手段：先物為替予約

ヘッジ対象：外貨建予定取引

(b) ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

### ③ヘッジ方針

通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。また、一部の借入に対して金利スワップを利用することにより、金利変動リスクをヘッジしております。

### ④ヘッジの有効性評価の方法

キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

(表示方法の変更に関する注記)

#### 連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました営業外収益の「受取配当金」(当連結会計年度3百万円)は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度は「その他」に含めて表示しております。

(重要な会計上の見積り)

#### 半導体及び電子デバイス事業における商品の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した当社の半導体及び電子デバイス事業における商品の金額

33,133百万円

(2) その他の情報

当連結会計年度において、商品及び製品40,402百万円が計上されており、このうち当社の半導体及び電子デバイス事業の商品は33,133百万円計上されております。

商品の評価について、仕入日から1年未満又は購入内示書を入手している商品は、過去の実績状況から販売可能性が高く廃棄可能性は低いと判断しております。一方、仕入日から一年以上経過している商品のうち購入内示書が未入手のものについては、仕入先への返品可能性や今後の販売可能性等を考慮した上で、個別に簿価の切り下げを実施しております。

また、上記個別に簿価切り下げを実施した以外の一年以上滞留かつ購入内示書未入手の商品については、仕入先への返品制度のある商品は過去の平均廃棄実績率を基礎とした簿価切り下げを実施し、その他の商品は標準的なライフサイクルである5年間での均等償却により簿価の切り下げを行っております。

このように、長期滞留商品のうち販売可能性が低下したものは個別に簿価の切り下げを実施し、それ以外ものは時間の経過とともに機械的に簿価を切り下げること等により販売可能性が低下するリスクに備えておりますが、半導体及び電子デバイス事業は技術革新や半導体市況の影響等を大きく受けるため、個別に簿価の切り下げが必要となる金額の見積りには不確実性が伴います。

(追加情報)

1. 役員報酬BIP信託に係る取引について

当社は、取締役の継続的かつ中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、年次業績連動株式報酬制度（以下、「年次業績連動」という。）及び中期業績連動株式報酬制度（以下、「中期業績連動」という。）として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した役員報酬BIP信託が当社株式を取得し、予め定める株式交付規程に基づき、業績達成度に応じて取締役に当社株式を交付いたします。取締役が株式の交付を受けるのは、年次業績連動は取締役退任時、中期業績連動は2022年3月期から2025年3月期までの対象期間終了後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、919百万円及び270,038株であります。

2. 株式付与ESOP信託に係る取引について

当社は、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員（以下、「対象社員等」という。）を対象として、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に「株式付与ESOP信託」を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定した株式付与ESOP信託が当社株式を取得し、予め定める株式交付規程に基づき、業績達成度に応じて対象社員等に当社株式を交付いたします。対象社員等が株式の交付を受けるのは、原則として2022年3月期から2025年3月期までの対象期間終了後となります。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、560百万円及び101,900株であります。

3. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）に係る取引について

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）」（以下、「E-Ship信託」という。）を導入しております。

(1) 取引の概要

当社が設定したE-Ship信託が当社株式を取得し、信託の設定後5年間にわたり持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、当社株式を持株会に売却いたします。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額により、連結貸借対照表の純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該株式の帳簿価額及び株式数は、332百万円及び124,600株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

該当事項はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

- |   |          |
|---|----------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額   | 3,752百万円 |
| 2. 偶発債務<br>債権流動化に伴う買戻義務限度額  | 967百万円   |
| 3. 顧客との契約から生じた債権及び契約資産<br>受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額は、「(収益認識に関する注記)3.(1)顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。 |          |

(連結損益計算書に関する注記)

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「(収益認識に関する注記)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	10,445,500株	—	—	10,445,500株

2. 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数
普通株式	547,375株	91株	50,500株	496,966株

- (注) 1. 当連結会計年度期首の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式270,038株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式101,900株及びE-Ship信託が保有する自社の株式175,100株が含まれております。
2. 普通株式の増加91株は、単元未満株式の買取りによるものであります。
3. 普通株式の減少50,500株は、E-Ship信託による自社の株式の売却であります。
4. 当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式270,038株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式101,900株及びE-Ship信託が保有する自社の株式124,600株が含まれております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月17日 取締役会	普通株式	1,044	100.00	2022年 3月31日	2022年 6月1日
2022年10月28日 取締役会	普通株式	1,514	145.00	2022年 9月30日	2022年 12月1日
計		2,559			

(注) 1. 2022年5月17日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金27百万円、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金10百万円及びE-Ship信託が保有する自社の株式に対する配当金17百万円が含まれております。

2. 2022年10月28日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金39百万円、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金14百万円及びE-Ship信託が保有する自社の株式に対する配当金21百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月16日 取締役会	普通 株式	利益 剰余金	2,193	210.00	2023年 3月31日	2023年 5月31日

(注) 2023年5月16日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式に対する配当金56百万円、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式に対する配当金21百万円及びE-Ship信託が保有する自社の株式に対する配当金26百万円が含まれております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については主に銀行借入及び売掛債権流動化による方針であります。また、デリバティブ取引については、為替変動リスク及び金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、信用限度規程に従い、当社グループ各社の取引先ごとの与信枠の管理を行っております。また、当社グループ各社は月次にて債権期日管理及び残高管理を行っております。

投資有価証券は取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、時価等の状況を定期的に把握しております。非上場株式については市場価格がなく時価を把握することが極めて困難であります。定期的に当該株式の発行会社より情報を入手し、財務状況等の把握に努めております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

短期借入金、1年内返済予定の長期借入金及び長期借入金の用途は主に運転資金であります。このうち一部の借入の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建予定取引に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性評価の方法等については、「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (7) 重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

デリバティブ取引の実行及び管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。営業債務、借入金及びリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループ各社が月次にて資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

後述の「(その他の注記) 2. デリバティブ取引に関する注記」に記載されているデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。(注)をご参照ください。)また、現金は注記を省略しており、預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、買掛金、短期借入金及び未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額(*1)	時価(*1)	差額
投資有価証券			
その他有価証券	149	149	—
長期借入金			
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	(24,703)	(24,787)	84
リース債務			
(1年内返済予定のリース債務を含む)	(140)	(135)	△4
デリバティブ取引計(*2)	(315)	(315)	—

(\*1) 負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

(\*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、( )で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表 計上額(百万円)
非上場株式	18

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価： 同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価： レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券	149	—	—	149
デリバティブ取引				
通貨関連	—	(397)	—	(397)
金利関連	—	82	—	82

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期借入金				
(1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	(24,787)	—	(24,787)
リース債務				
(1年内返済予定のリース債務を含む)	—	(135)	—	(135)

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を同様の新規リースを行った場合に想定される利率で割り引いて現在価値を算定しており、レベル2の時価に分類しております。

### (1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,804円45銭

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

純資産の部の合計額	38,997百万円
純資産の部の合計額から控除する金額	1,148百万円
(うち非支配株主持分)	(1,148百万円)
普通株式に係る期末の純資産額	37,848百万円

1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数

9,948,534株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

496,538株

1株当たり当期純利益 884円49銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益	8,778百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	8,778百万円
普通株式の期中平均株式数	9,924,852株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

520,230株

### (重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

#### 1. 株式分割の目的

投資単位当たりの金額を引き下げることにより、投資家がより投資しやすい環境を整え、投資家層の拡大を図ることを目的としております。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

2023年9月30日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には2023年9月29日）を基準日として、同日最終の株主名簿に登録された株主が所有する当社普通株式を1株につき3株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	10,445,500株
今回の分割により増加する株式数	20,891,000株
株式分割後の発行済株式総数	31,336,500株
株式分割後の発行可能株式総数	76,800,000株

(3) 分割の日程

基準日公告日 2023年9月14日（予定）  
 基準日 2023年9月30日  
 効力発生日 2023年10月1日

3. 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の前連結会計年度及び当連結会計年度における1株当たり情報は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当連結会計年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,042円39銭	1,268円15銭
1株当たり当期純利益	170円24銭	294円83銭
配当金	68円33銭	118円33銭

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づく取締役会決議により、2023年10月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

(2) 定款変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所)

現行定款	変更後定款
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 25,600,000株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 76,800,000株とする。

(3) 定款変更の日程

取締役会決議日 2023年4月27日  
 効力発生日 2023年10月1日

5. その他

今回の株式分割に際して、当社の資本金の額の増減はありません。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント		合計
	半導体及び 電子デバイス事業	コンピュータ システム関連事業	
半導体・ボード製品等	211,094	—	211,094
ストレージ・ネットワーク機器等	—	18,636	18,636
保守・監視サービス	—	10,619	10,619
顧客との契約から生じる収益	211,094	29,255	240,350
その他の収益	—	—	—
外部顧客への売上高	211,094	29,255	240,350

2. 収益を理解するための基礎となる情報

「(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等) 4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は主に、据付を要する製品販売において顧客の検収前に収益を認識している製品販売に係る未請求債権であり、据付完了時に売上債権へ振替えられます。契約負債は主に、保守サービス契約における顧客からの前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	
受取手形	315
売掛金	56,999
電子記録債権	4,801
契約資産	421
契約負債	
前受金	21,082

当連結会計年度に認識した収益のうち、期首時点の契約負債に含まれていた額は5,682百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末時点で未充足の履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	6,155
1年超	15,113
合計	21,268

(その他の注記)

1. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付に係る負債	2,349百万円
賞与引当金	794百万円
棚卸資産評価損	430百万円
未払事業税	160百万円
経費否認額	139百万円
その他	661百万円
繰延税金資産小計	4,537百万円
評価性引当額	△91百万円
繰延税金資産合計	4,445百万円
繰延税金負債	
海外子会社留保利益金	132百万円
退職給付に係る資産	107百万円
その他	59百万円
繰延税金負債合計	299百万円
繰延税金資産の純額	4,146百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.9%
税額控除	△1.8%
住民税均等割	0.2%
海外子会社の税率差	△1.2%
海外子会社留保利益金	0.2%
持分法による投資損益	△0.1%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.8%

2. デリバティブ取引に関する注記

(1) ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	契約額	契約額のうち 1年超	時価	評価損益
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	20,797	—	125	125
	買建 米ドル	15,068	—	△208	△208
合計		35,865	—	△83	△82

(注) 時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

(2) ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
原則的処理 方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	9,771	—	△10
	買建 米ドル	買掛金	18,133	15	△304
合計			27,904	15	△314

(注) 時価の算定方法

期末の時価は先物相場に基づき算定しております。

金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の 方法	種類	主なヘッジ 対象	契約額	契約額のうち 1年超	時価
原則的処理 方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	借入金	1,335	1,335	82
合計			1,335	1,335	82

(注) 時価の算定方法

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第37期(ご参考) 2022年3月31日現在	第38期 2023年3月31日現在
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>85,753</b>	<b>120,607</b>
現金及び預金	3,477	3,905
受取手形	288	262
電子記録債権	3,033	4,596
売掛金	41,789	53,150
契約資産	49	421
商品及び製品	21,356	34,732
前払費用	11,726	17,318
その他	4,033	6,220
貸倒引当金	△0	△0
<b>固定資産</b>	<b>7,939</b>	<b>8,479</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>779</b>	<b>754</b>
建物	449	451
構築物	3	3
工具、器具及び備品	326	238
建設仮勘定	—	60
<b>無形固定資産</b>	<b>78</b>	<b>157</b>
ソフトウェア	76	154
その他	2	2
<b>投資その他の資産</b>	<b>7,082</b>	<b>7,567</b>
関係会社株式	2,535	2,535
繰延税金資産	3,636	3,998
その他	924	1,048
貸倒引当金	△15	△14
<b>資産合計</b>	<b>93,693</b>	<b>129,086</b>

科 目	第37期(ご参考) 2022年3月31日現在	第38期 2023年3月31日現在
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>50,002</b>	<b>65,269</b>
買掛金	14,231	18,657
短期借入金	10,600	18,000
1年内返済予定の長期借入金	4,800	—
未払金	1,006	874
前受金	14,423	20,982
賞与引当金	1,605	2,510
その他	3,336	4,244
<b>固定負債</b>	<b>18,654</b>	<b>33,536</b>
長期借入金	9,960	24,700
退職給付引当金	7,827	7,455
その他	866	1,380
<b>負債合計</b>	<b>68,656</b>	<b>98,806</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>25,186</b>	<b>30,416</b>
資本金	2,495	2,495
資本剰余金	5,645	5,645
資本準備金	5,645	5,645
利益剰余金	18,993	24,089
利益準備金	200	200
その他利益剰余金	18,793	23,889
別途積立金	14,500	14,500
繰越利益剰余金	4,293	9,389
自己株式	△1,947	△1,813
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△149</b>	<b>△136</b>
その他有価証券評価差額金	54	82
繰延ヘッジ損益	△204	△218
<b>純資産合計</b>	<b>25,037</b>	<b>30,280</b>
<b>負債・純資産合計</b>	<b>93,693</b>	<b>129,086</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第37期(ご参考)	第38期
	自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日	自 2022年 4月1日 至 2023年 3月31日
売上高	152,229	205,553
売上原価	130,249	175,531
売上総利益	21,980	30,022
販売費及び一般管理費	15,002	17,468
営業利益	6,977	12,553
営業外収益	289	278
受取配当金	206	166
保険配当金	44	43
その他	38	68
営業外費用	882	1,948
為替差損	809	1,762
その他	73	185
経常利益	6,384	10,884
特別利益	31	—
関係会社出資金売却益	31	—
特別損失	1,293	8
固定資産除却損	5	2
ゴルフ会員権貸倒引当金繰入額	0	0
ゴルフ会員権評価損	—	5
ゴルフ会員権償還損	0	—
信託終了損失引当金繰入額	112	—
関係会社株式評価損	1,175	—
税引前当期純利益	5,122	10,875
法人税、住民税及び事業税	1,894	3,588
法人税等調整額	43	△367
法人税等合計	1,937	3,221
当期純利益	3,185	7,654

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利 益 剰 余 金			自己株式			
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				
					別途積立金				繰越利益剰余金
当期首残高	2,495	5,645	200	14,500	4,293	△1,947	25,186		
当期変動額									
剰余金の配当					△2,559		△2,559		
当期純利益					7,654		7,654		
自己株式の取得						△0	△0		
自己株式の処分						134	134		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	5,095	134	5,229		
当期末残高	2,495	5,645	200	14,500	9,389	△1,813	30,416		

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	54	△204	△149	25,037
当期変動額				
剰余金の配当				△2,559
当期純利益				7,654
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				134
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	28	△14	13	13
当期変動額合計	28	△14	13	5,243
当期末残高	82	△218	△136	30,280

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券

##### ①子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

#### (2) デリバティブ

時価法によっております。

#### (3) 棚卸資産

原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

##### ①商品・・・・・・・・移動平均法

##### ②製品、仕掛品・・・個別法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。ただし、建物並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 2～45年

構築物 2～29年

工具、器具及び備品 2～15年

#### (2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用期間(5年以内)に基づく定額法によっております。また、市場販売目的のソフトウェアについては見込販売期間(3年以内)に基づく定額法によっております。

### 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

#### (3) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額により計上しております。

- (4) 従業員株式報酬引当金  
株式付与ESOP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (5) 役員株式報酬引当金  
役員報酬BIP信託による当社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (6) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。  
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は次のとおりであります。
- ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の償却方法  
数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から償却しております。  
過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（4年）による定額法により償却しております。  
未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (7) 信託終了損失引当金  
役員報酬BIP信託の終了に伴う損失に備えるため、信託における残余株式の譲渡損失見込額を計上しております。
5. 収益及び費用の計上基準
- (1) 半導体及び電子デバイス事業  
半導体・ボード製品等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。
- (2) コンピュータシステム関連事業  
ストレージ・ネットワーク機器等の販売は主に、製品の引渡し時点において顧客が当該製品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しており、当該製品の引渡し時点で収益を認識しております。なお、取引の対価は履行義務の充足時点から概ね6か月以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。  
また、当該製品の販売に伴い別途提供する保守・監視等のサービスは、顧客からの要請に応じた都度の契約又は一定期間の契約に基づき履行義務を識別しております。顧客からの要請に応じた都度の契約の場合はサービスの提供が完了した時に履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。一定期間の契約の場合は履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間にわたり均等に収益を認識しております。なお、取引の対価は、主として契約時に一括で前受けの形式により受領しております。
6. ヘッジ会計の方法
- (1) ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理によっております。

- (2) ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段：先物為替予約  
ヘッジ対象：外貨建予定取引
- (3) ヘッジ方針  
通常の外貨建営業取引に係る契約等を踏まえ、必要な範囲内で先物為替予約を利用することにより、為替変動リスクをヘッジしております。
- (4) ヘッジの有効性評価の方法  
キャッシュ・フロー変動の累計額の比率分析により評価を行っております。

### (重要な会計上の見積り)

半導体及び電子デバイス事業における商品の評価

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した半導体及び電子デバイス事業における商品の金額

33,133百万円

- (2) その他の情報

当事業年度において、商品及び製品34,732百万円が計上されており、このうち半導体及び電子デバイス事業の商品は33,133百万円計上されております。

会計上の見積りの内容につきましては、「連結注記表（重要な会計上の見積り）半導体及び電子デバイス事業における商品の評価」と同一であります。

### (追加情報)

1. 役員報酬BIP信託に係る取引について

当社は、取締役の継続的かつ中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、年次業績連動株式報酬制度及び中期業績連動株式報酬制度として「役員報酬BIP信託」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

2. 株式付与ESOP信託に係る取引について

当社は、当社及び国内連結子会社の執行役員・幹部社員を対象として、当社の中長期的な企業価値増大への貢献意識を高めることを目的に、「株式付与ESOP信託」を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

3. 信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）に係る取引について

当社は、従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的に、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship<sup>®</sup>）」（以下、「E-Ship信託」という。）を導入しております。

取引の概要等につきましては、「連結注記表（追加情報）」をご参照ください。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	2,787百万円
2. 偶発債務	
(1) 保証債務	
関係会社の借入債務に対する保証	2,002百万円
(2) 債権流動化に伴う買戻義務限度額	967百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	7,671百万円
短期金銭債務	232百万円

## (損益計算書に関する注記)

### 関係会社との取引高

#### 営業取引による取引高

売上高	20,434 百万円
仕入高	1,116 百万円
販売費及び一般管理費	256 百万円
営業取引以外の取引による取引高	188 百万円

## (株主資本等変動計算書に関する注記)

### 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	547,375株	91株	50,500株	496,966株

(注) 1. 当事業年度期首の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式270,038株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式101,900株及びE-Ship信託が保有する自社の株式175,100株が含まれております。

2. 普通株式の増加91株は、単元未満株式の買取りによるものであります。

3. 普通株式の減少50,500株は、E-Ship信託による自社の株式の売却であります。

4. 当事業年度末の自己株式数には、役員報酬BIP信託が保有する自社の株式270,038株、株式付与ESOP信託が保有する自社の株式101,900株及びE-Ship信託が保有する自社の株式124,600株が含まれております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	2,281百万円
賞与引当金	757百万円
関係会社株式評価損	395百万円
棚卸資産評価損	365百万円
未払事業税	155百万円
その他	627百万円
繰延税金資産小計	4,581百万円
評価性引当額	△423百万円
繰延税金資産合計	4,158百万円
繰延税金負債	
前払年金費用	107百万円
その他	52百万円
繰延税金負債合計	159百万円
繰延税金資産の純額	3,998百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
税額控除	△1.8%
住民税均等割	0.3%
その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.6%

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資額	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	
						役員の兼任等	事業上の関係
子会社	(株)ファースト	神奈川県大和市	100百万円	ファクトリーオートメーション向け汎用画像処理装置の開発・設計・製造・販売等	所有 直接100.0%	あり	資金の貸付
子会社	東京エレクトロン デバイス 長崎(株)	長崎県諫早市	134百万円	電子機器の開発・設計・製造・販売等	所有 直接74.9%	あり	資金の貸付
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	中国(香港)	5,165千HK\$	半導体関連製品の販売等	所有 直接100.0%	あり	商品の販売 借入債務に対する債務保証
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	シンガポール	250千SG\$	半導体関連製品の販売等	所有 間接100.0%	あり	商品の販売

属性	会社等の名称	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ファースト	資金の貸付	7,500	短期貸付金	500
子会社	東京エレクトロン デバイス 長崎(株)	資金の貸付	8,700	短期貸付金	1,200
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.	商品の販売 債務保証	10,860 2,002	売掛金	2,353 —
子会社	TOKYO ELECTRON DEVICE SINGAPORE PTE. LTD.	商品の販売	4,925	売掛金	2,236

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。  
 2. 商品の販売については、市場価格等を勘案して価格交渉の上、取引条件を決定しております。  
 3. TOKYO ELECTRON DEVICE ASIA PACIFIC LTD.に対し、借入債務に対する保証を行っております。なお、保証料は受領しておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1株当たり純資産額 3,043円72銭

(注) 株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数  
496,538株

1株当たり当期純利益 771円25銭

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

当期純利益 7,654百万円  
 普通株主に帰属しない金額 一百万円  
 普通株式に係る当期純利益 7,654百万円  
 普通株式の期中平均株式数 9,924,852株

株主資本において自己株式として計上されている役員報酬BIP信託、株式付与ESOP信託及びE-Ship信託が所有する当社株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり当期純利益の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数  
520,230株

(重要な後発事象に関する注記)

株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更

当社は、2023年4月27日開催の取締役会において、株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしました。

なお、詳細につきましては「連結注記表（重要な後発事象に関する注記）」に同一の内容を記載しておりますため、以下に1株当たり情報に及ぼす影響のみ記載いたします。

1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の前事業年度及び当事業年度における1株当たり情報は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	当事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	843円16銭	1,014円57銭
1株当たり当期純利益	106円64銭	257円08銭
配当金	68円33銭	118円33銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

〔(重要な会計方針に係る事項に関する注記) 5. 収益及び費用の計上基準〕に記載のとおりであります。

## 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 聡 人  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京エレクトロン デバイス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正

に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月12日

東京エレクトロン デバイス株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 西 野 聡 人  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 新 保 哲 郎  
業務執行社員

## 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京エレクトロン デバイス株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表

示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議した結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

## 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

## (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

## (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

## (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月12日

東京エレクトロン デバイス株式会社 監 査 役 会

常勤監査役	河 合 信 郎	㊟
常勤監査役(社外監査役)	松 井 勝 之	㊟
社外監査役	湯 浅 紀 佳	㊟
社外監査役	桑 原 清 幸	㊟

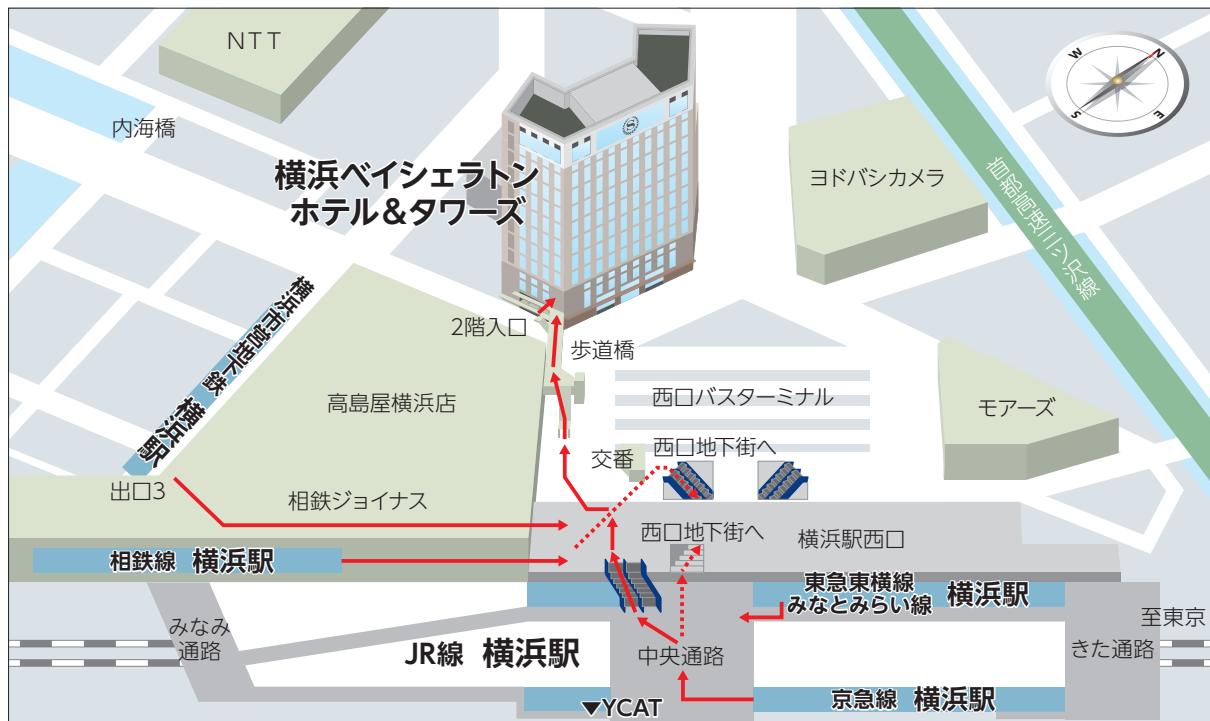
以 上

# 株主総会会場 ご案内図

## ■会場

横浜ベイシェラトン ホテル& Towers 5階「日輪」

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号 電話:(045)411-1111(代表)



## ■交通

JR・横浜市営地下鉄・私鉄各線

### 「横浜駅」

西口から徒歩約5分

#### 地下ルートのご案内

横浜駅西口地下街ジョイナス(旧ザ・ダイヤモンド)を通り、「南6」出口方面へお越しいただくのが便利です。



東京エレクトロン デバイス株式会社



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。